

本日の会議に付した事件

平成24年第4回山元町議会定例会(第4日目)

平成24年12月20日(木) 午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第89号 山元町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例
(委員長報告)
- 日程第 3 議案第90号 山元町東日本大震災復興特別区域法第28条の第1項に基づく準則を定める条例(委員長報告)
- 日程第 4 報告第12号 専決処分の報告について(工事請負契約金額の変更)
- 日程第 5 議案第91号 平成24年度山元町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第 6 議案第92号 平成24年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 7 議案第93号 平成24年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議案第94号 平成24年度山元町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第95号 平成24年度山元町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第96号 平成24年度山元町下水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第11 諮問第 1号 人権擁護委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第12 委発第 2号 山元町議会基本条例の一部を改正する条例
- 日程第13 委発第 3号 山元町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議員派遣の件について
- 日程第15 閉会中の継続調査の申し出の件について

午前10時00分 開 議

議 長(阿部 均君) ただいまから、平成24年第4回山元町議会定例会第4日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

[議事日程は別添のとおり]

議 長(阿部 均君) 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第117条の規定によって9番岩佐 豊君、10番岩佐 隆君を指名します。

議 長(阿部 均君) これから、議長諸報告を行います。

1. 委員会提出議案の受理

議会運営委員会委員長から議案2件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

2. 委員会審査報告書及び継続調査申し出書の受理

総務民生常任委員会及び産建教育常任委員会委員長から審査報告書と閉会中の調査

報告書が提出されたので、その写しを配布しております。各常任委員会委員長から閉会中の継続調査申し出書が提出されたので、その写しを配布しております。

3. 議員派遣結果報告書の受理

議員派遣結果報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

4. その他、特に報告すべき事項

議会広報常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から視察研修報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

議長（阿部 均君）日程第2. 議案第89号を議題とします。

本案件は、12月11日、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査としておりましたが、審査が終了し、総務民生常任委員会委員長から報告書が提出されたので、委員長から報告を求めます。

総務民生常任委員会委員長岩佐 隆君、登壇願います。

10番（岩佐 隆君）はい。お手元に配布されました資料の朗読をもちまして報告とさせていただきます。

委員会審査報告書

本委員会は、平成24年12月11日に付託された事件を審査の結果、次のとおり決定したので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告します。

記、事件の番号、件名、審査の結果の順に読み上げたいと思います。

議案第89号山元町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例、可決すべきもの、平成24年12月19日、山元町議会議長阿部 均殿、総務民生常任委員会委員長、岩佐 隆、以上です。

議長（阿部 均君）これから委員長報告に対する質疑を行います。――質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。――討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第89号山元町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第89号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第3. 議案第90号を議題とします。

本案件は、12月11日、産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査としておりま

したが、審査が終了し、産建教育常任委員会委員長から報告書が提出されたので、委員長から報告を求めます。

産建教育常任委員会委員長齋藤慶治君、登壇願います。

7番（齋藤慶治君）お手元の配布の報告書の朗読をもって報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。本委員会は平成24年12月11日に付託された事件を審査の結果、次のとおり決定したので、山元町議会会議規則第76条の規定によって報告します。

事件番号、議案第90号。件名、山元町東日本大震災復興特別区域法第28条の第1項に基づく準則を定める条例。審査の結果、可決すべきもの。山元町議会議長阿部 均殿。産建教育常任委員会委員長齋藤慶治。以上であります。

議長（阿部 均君）これから委員長報告に対する質疑を行います。——質疑はありますか。
〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。
〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第90号山元町東日本大震災復興特別区域法第28条の第1項に基づく準則を定める条例を採決します。
お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第90号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第4．報告第12号を議題とします。

課長から説明を求めます。

産業振興課長（寺島一夫君）はい。それでは、報告第12号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

別紙が専決処分書でございますが、あらかじめ配布させていただいております配布資料No.5に基づいてご説明させていただきます。

この専決処分の内容でございますけれども、工区内、これ第2団地内でございますが、の一部施工箇所において施工方法に変更が生じたことに伴い、変更契約を締結するものでございます。

記といたしまして、1、契約の目的ですが、平成24年度産振農復請2号、山元町1号団地造成工事（第2団地）でございます。2、契約の相手方、宮城県仙台市青葉区一番町3-3-6、戸田建設株式会社東北支店、支店長郡司敏明。3、契約金額でございます。原契約が1億2,075万円、消費税含む金額でございますが、変更が1億2,3

72万8,850円、これも消費税を含むものでございます。増額が297万8,850円、税込みでございます。4番目に工事の場所でございますが、2ページに図面を表示してございますけれども、この第2団地の真ん中にある⑥という現場でございます。

次に、工事の概要でございますが、変更分でございますけれども、まず盛り土材の小運搬が1,898.5立米の増でございます。それから、2として進入路工の1か所の増ということでございます。この2ページ目の図面をご覧くださいますが、この図面の中で青い線を表示しているのが町道3号山下花釜線でございますが、ここまでのルートで現場の方に10トンダンプで運ぶということにしておりましたが、さらに青い線から矢印で黒い線の⑥まで運ぶ予定でございましたけれども、この青い線から6番までの約250メートル間につきまして道路幅員が狭く、そして電柱等が立っておりまして、工程の関係から10トンから4トンの小さいダンプで運ばないと運べないというような事態になりまして、小運搬を積みかえをして蔵するということでの変更増、それからこの進入路に合わせての進入路工1か所増という変更内容でございます。これにつきましては、3枚目に詳細図を入れておりますけれども、このかぎ型の図面でいうと右側の道路の方から入るように計画を変更しております。

1ページに戻っていただきまして、工期につきましては変更なしでございます、来年の3月15日まで完成。変更理由につきましては、今申し上げましたとおり、中型ダンプによる小運搬を増嵩するものでございます。

以上、内容をご説明申し上げます。以上でございます。

議長（阿部 均君）報告第12号専決処分の報告についてを終わります。

議長（阿部 均君）日程第5. 議案第91号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。それでは、議案第91号平成24年度山元町一般会計補正予算（第8号）でございます。あわせまして、事前に配布しておりました補正予算附属説明書もご覧いただきながらと思います。

今回の補正の規模でございます。歳入歳出の総額が266億5,923万1,000円を追加いたします。その結果、総額につきましては755億9,578万5,000円となる補正の規模となっております。また、あわせまして債務負担行為の補正及び地方債の補正も行っております。

それでは、歳出の方から説明させていただきますので、予算書の11ページの方をご覧くださいいただければと思います。……以下、別紙議案書に基づき詳細に説明した。

事業計画調整室長（高久政行君）お手元にお配りしております補正予算附属説明資料追加配布資料という部分をご覧ください。

この内容につきましては、新市街地整備に係るCM業務、議案書でいきますと18ページ、資料の方では28ページに記載されているCM業務に係る内容について記載をしております。補正予算額としましては、先ほど企画財政課長の方から説明がありました、補正額としては1,000万7,000円、それから債務負担行為の設定額としては15億7,097万8,000円という額の設定を考えております。

それで、まず業務の必要性という部分からご説明をさせていただきたいと思います。……以下、別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）1番青田和夫君の質疑を許します。

1番（青田和夫君）はい。それでは、ちょっと2、3点、お伺いします。先ほどCMについての説明がありました。それで、ピュアのCMを使用するという事なんですけれども、その中でピュアの中身なんですけれども、その辺を詳しくちょっと説明いただけますか。私の認識では、ピュアのCMとは設計の業務とまた別個に工事業務が分かれていると。ということは、一般の入札とさほど変わらないんじゃないのかなと、そのような認識でございました。また、CMの中でアットリスクCMのがありますけれども、アットリスクの場合ですとピュアと違いは、数字的にこれぐらいでやってくれと仮に言った場合、すべて業者に負担を負わせることができる。ピュアの場合は、責任は行政側にあると、そのような認識をしているんですけれども、その辺をちょっと詳しく、もう一回説明をお願いいたします。

事業計画調整室長（高久政行君）はい。追加配布資料でお配りしておりますものの3ページの方をご覧ください。

こちらの方にピュア型とアットリスク型というのを載せてございます。その中で今青田議員言われたように、ピュア型という部分につきましては、調査設計、それから工事については発注行為というのは長が行うという形になります。続いて、アットリスク型というのは、CMの方が発注工事をするという部分でございます。したがって、お話しのように業務の軽減量という部分からいけばアットリスク型の方が入札業務、それらなくなりますので、業務の軽減という部分では効果が大きいと思えます。

ただ、その中で、4ページ目の部分なんですけど、なぜ山元町があえてピュア型を選択をしたかという部分でございます。この辺は先ほどご説明いたしました1番から5番の部分、そういう部分でピュア型という形で、町の関与もしながら団地造成をしていくという部分が適切であろうと。さらには、その透明性の部分、それから発注行為に係る公平性の部分、それらも含めてピュア型というのが今回は対応したいという形で進めてきております。

先ほど、アットリスク型で総額提示をした中で造成ができるのではないかというようなお話も出ておりました。現在、女川町の方とかでURさんが入りまして、その中でアットリスク型という形の部分をやっているんですけど、その中では今全体設計額、もう決まったのかもしれませんが、全体工事額であるとか設計額、その部分を発注者側、町の方と協議をして決めていくというような形で進んでいるというふうに聞いております。したがって、最初に総額提示をして、その中で全部できるかという部分になりますと、そこではやはり双方の意見を聞いて額を決定していくというような行為が出ます。

それでいきますと、現在ピュア型にありまして設計業務、それらがCMの方が監理することになるんですが、そういう部分のその監理の結果を受けて価格というものを町の方が考えて発注をできるという部分で大きな差異はないのかなと、この部分では思っております。説明については以上でございます。

1番（青田和夫君）はい。今、高久室長が言ったことはわかるんですよ。わかっていて聞いているんですけども、そこでピュア型のやつでいきますと、先ほども話したように、一般の入札と何らかわらないんじゃないのかなと、そのように思っていました。それで、今、我が町だけじゃなくて、福島沿岸部、宮城県沿岸部、岩手、青森の沿岸部の被災した地域が広大な面積になってあります。そこで、先ほどの説明の中で公募の形で1社だけ来ていると。仮に、このCMでこの1社を逃した場合、ほかの沿岸部が被災されているので、そこにも集中して設計業務とかの業者さんっていうんですかね、それが入っていると思うんです。一番重要なのはそのところで、1社だけの来ている部分が逃した場合、どのようなことになるのか、まずそのところをお伺いします。

副町長（成田隆一君）はい。青田議員から大変何か核心をついた今ご質問をいただきまして、確かに今、1社だけの、高久室長からも答弁いたしました1社だけでございます。これがもし受けて合意できないことになると、この今の事業がスムーズに進むことがなかなか困難になってくるというふうなことで、我々としては今、この1社とできるだけ合意と契約できる方法を探っていかなければならない。例えばプロジェクト型でいきますとネゴシエーションというふうな形で、実際に入札で合わない場合は何が合わないかというふうなことを整理しながら、それでどの部分、どの部分というふうなことで、今後はもしそういうふうなことがあれば、そういうこともひっくるめて考えながら、この事業をスムーズに進める方向を考えていかなければならないと、こういうふう考えております。

事業計画調整室長（高久政行君）はい。済みません、ちょっと補足というか、イメージのお話をさせていただきたいと思うんですが、現在、山元町のこの部分の進捗というのは、ほかの市町に比べても多少早目なのかなというふうに私は思っております。その中で今後、北沿岸市町、こちらの方で具体的設計業務であるとか、こういう造成の関係というのがこれからどんどん立ち上がってきます。この部分は今回の第4回申請の中でも、各市町がかなりの要望を出しているという部分でもおわかりであるとは思いますが。この中でこのような技術的レベルの一定程度以上の会社を確保できるかという部分については、公募でやりますので、実際にはやってみなければわからないというのが事実ではございますが、周りの状況を見る限りでは、なかなか難しい部分があるのではないかとこのように思っております。以上でございます。

1番（青田和夫君）はい。おおよその中身というのは思ったとおりの話が出てきました。そこで、再度お伺いしますが、先ほどアットリスクの話をしましたけれども、アットリスクのやつで検討はしたのか、しなかったのか。ただ、最初からピュア型に話を移行したのか、その辺をちょっとお伺いします。

事業計画調整室長（高久政行君）はい。まず、CM業務というものがどういうものかという勉強をまずさせていただきまして、その中でアットリスク型、ピュア型、それぞれのメリット、デメリット、そういう部分をまずは整理をして内部で議論した結果、ピュア型というのが適切であろうというふうに考えて進めている部分でございます。以上でございます。

1 番（青田和夫君）はい。今室長から適切な判断してピュア型をしたと。その適切な根拠はどういうことだったんですか。

事業計画調整室長（高久政行君）はい。アットリスク型につきましては、まず大きな部分としては造成工事に町の方の関与が薄いという部分がございます。それで、先ほどもちょっとご説明いたしましたが、これから長く管理をしていかなければならない公共施設等の整備、そういう部分に対してアットリスク型では町の管理が薄いという部分、それから技術者の養成という部分もございます。そのほかに発注行為に至りましてCMRが、公募等のそういう公開された方法でやるということにはなると思うんですが、発注行為を行うという部分で、現在、かなり不落であるとかそういうような部分も出てきております。そういう中でどのような形の入札形式をとっていけばいいのか、そしてどれが公平性があるのか、そういう部分については町はコントロールすべきであるというような思考もでございます。それと、あとアットリスク型につきましては、CMRさんの方を介しての発注行為等々ということになってきますので、その事業費自体も多少高くなってくるといような状況もでございます。比べまして、ピュア型については、先ほどご説明したようなメリットがあると、メリットがあるというか適切であるというような部分、そういう部分を検討いたしましてピュア型の方を選択した次第でございます。以上でございます。

1 番（青田和夫君）はい。ということは、結局ピュア型を決めたということは、行政側の方にリスクがあると、そのように解釈しました。アットリスクの場合ですと、例えば予算額が1億円なら1億円、それで発注した場合、業者の方で1億円を超えた場合とか、もう数字に関してはすべて業者側が責任を負うと。ただし、先ほど話したように、行政側の意向が何ら反映されない。ただそれだけの違いだったのか、お伺いします。

事業計画調整室長（高久政行君）はい。まず大きな部分は、先ほど言われたような市街地造成に対して町の関与が薄いという部分がございます。そのほかに透明性、公平性という部分で、その発注行為については町がやりたいという部分もでございます。そのほか、アットリスク型について、先ほどもちょっとご説明いたしましたが、最終的な業務価格というのは双方の、CMRと自治体との調整で行われているという部分がありますので、最初に額を提示して、この額ですべてを施工してくださいという形にもならないという部分もでございます。

先ほど青田議員の方から2点、その比較かというお話があったんですが、それが大きな部分ではあるんですけども、ほかのやりよう、それから時間的な部分も含めて考えた結果、ピュア型を採用したということでございます。

1 番（青田和夫君）はい。大体わかりました。

では、次に行きます。11ページなんですけれども、2款の総務費の中の9節の特別職の旅費の増の件なんですけれども、これは前回も補正で出ていました。このやつに関しては、概算で私の方で計算しますと約26回分ぐらいなのかなと、のように計算したわけなんですけれども、そこの辺をお伺いします。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。お尋ねの旅費の件でございますけれども、これにつきましては、今後の町の復興事業を円滑に推進すべく、マンパワーの確保に向けた派遣要請関係の旅費というふうな性質のものでございます。積算に当たりましては、遠方の自治体等もございまして、泊の伴う旅費等もございまして、したがって、単純に一律というわけ

にはいきませんが、議員お尋ねの趣旨の内容での旅費の要求というようなことでございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

1 番（青田和夫君）はい。今、マンパワーの件のお話をされましたけれども、これ先ほど話したように、大体26回分ぐらいの数字だと思うんですよ。ですから、マンパワーのやつでそれだけこれから、例えば3月まで3か月間の間にこれぐらいの他の自治体があるのか、また特別職ということですから、町長とか副町長が行くとは思いますが、その辺、もうちょっと詳しくわかるようにだけお伺いしたいです。

総務課長（島田忠哉君）はい。議員の計算の算出根拠は多分、往復旅費で2万円というふうな見込みの中での回数の算定というようなことだろうというふうに推察をさせていただきますが、内容的には特別職の旅費ということで、主に町長が対抗交渉に当たるための旅費というふうなことでございます。回数については、泊を伴うような場所もございまして、一律にというわけにはいきませんが、東京までの旅費、北海道、神奈川、こういったいろいろございまして、そういったものの積み上げがこのような数字になっているというふうなことでございます。

1 番（青田和夫君）はい。わかりました。次に、17ページの土木費の1節の報酬の件なんですけれども、新市街地整備支援業務委託プロポーザル選定委員の報酬の3万円なんですけれども、これの中身をちょっと詳しく、こっちの説明書には書いてあるんですけども、今回のこの3万円というのは、この前の話では約4回か5回を想定していたと、そのように記憶しています。それで、3万円ということは1万5,000円で2回分だと、前に2回やったという説明がありました。その2回分のやつはどこから出てきたのか、それと今後これ4、5回ということは、あと2回で選考委員会が本当に終わるのか、その辺をお伺いします。

事業計画調整室長（高久政行君）はい。今回積ませていただいています報償費につきましては、2名の方、1回分という形になります。それで、前回やりました委員会の部分につきましては、予備費の方を充当させていただきまして支出の方をさせていただいております。以上です。（「予備費は今わかったの。もう一つ言っていたやつ、2回で終わるのかということ」の声あり）

そして、今後の回数でございしますが、今の見込みでいきますと、この議会終了後、25日なんですけれども、選定する委員会を予定しております。その1回で終わろうかと思えます。ただ、その内容次第によっては、もう一度開かなければならないという部分もございしますが、その部分については、また別途、必要になれば予算措置等をしていきたいというふうに考えてございます。

1 番（青田和夫君）はい。わかりました。それで、次、19ページ、10款の20節扶助費の件なんです。被災児童就学援助費の扶助費の件なんですけれども、この扶助費は何パーセントなのか、ちょっとそこだけお伺いします。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。こちら、今回補正をいただきます250万円ですけれども、附属資料の説明でも説明しておりましたが、今回被災児童の申請が当初の見込みよりも増加した部分を措置させていただいたところでございます。その措置の根拠となるものにつきましては、学用品費、給食費等の保護者が負担すべき部分の費用を措置させていただいたところでございます。

1 番（青田和夫君）はい。パーセンテージ、ちょっとお聞きしたかったんだよ、総体的な。説明

書には、そのパーセンテージが書いていないんですよね。ですから、そのパーセンテージ、要するにその下の部分の扶助費の部分もそうなんです。だから急増したパーセンテージをちょっと知りたかったので、そこの辺をお伺いしました。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。例えば、今回の小学校の児童の分に関しましては、総額が1,233万円ほどになるものでございます。既定の予算で不足する分の250万円でございますが、全体から見れば20.27パーセントほど増額ということで措置したものでございます。（「最初からそう言えばいいのに」の声あり）

1番（青田和夫君）はい。済みません、順不同になりますけれども、その上の役務費、浄化槽で清掃処分手数料なんですけれども、これは公的な施設の部分だけなのか、個人のやつを取っているのか、そこの辺、要するに何でこれを聞くかという、亘理町の場合ですと不公平がないように取ったようなことの記憶があります。そこの辺で確認の意味で今、お伺いしているわけです。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。今回、この学校管理費の方で予算措置させていただきました役務費につきましては、説明書の29ページでもご説明いたしましたが、現在解体しております山下第二小学校、こちらに浄化槽が実際、まだ存在しております、その中に汚泥がございました。それで、こちらにつきましては、解体前処理として浄化槽の汚泥の処分が必要なかったものでしたから、その分の予算措置ということでご理解いただきたいと思っております。

1番（青田和夫君）はい。そうすると何か被災者に対しての不公平さが出てくるのかなと、そのように感じたから今質問したわけですよ。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。今回のこの処分手数料の予算措置につきましては、やっぱり公共施設という意味合いで措置させていただいたところでございます。ご理解いただきたいと思っております。（「わかりました。以上です」の声あり）

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

13番（後藤正幸君）はい。今の青田議員の続きです。要するに、19ページの小学校、中学校の扶助費についてお伺いします。最初に、小学校と中学校の給食の単価、幾らか、教えてください。給食費。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。給食1食当たりの単価でございますが、小学校の児童が270円、中学生で310円となっております。

13番（後藤正幸君）はい。そうすると単純に小学校と中学校の単価、おのおの50人と51人ですが、補正、今申請している額、おおむね50人という勘定でしますと1人当たり、小学校は3万9,000円か、約4万円、それから中学校は5万円の補助なんです。給食費。間違いないでしょうか。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。今回の補正予算でお願いいたしました金額につきましては、こちらの説明書にもございますように、学用品費と給食費合わせての予算措置ということでご理解いただきたいと思っております。

13番（後藤正幸君）はい。私聞いたほうさ返事してくださいよ。要するに、学用品何ぼ、給食費何ぼというのはわかっているんですよ、ここで書いてあるんだから。ですから、この給食費だけを私は聞いているんですよ。両方ですということではないんですよ。51人で25万3,800円を割ると単価、1人5万円になるんだと、補正がね。小学校は3万9,000円になるんですよ、3万9,000何がしに。ですから、そうするとこの単

価からいうと、先ほど青田議員が質問したように、この給食費、年間のですよ、その何パーセントぐらいを補助しているのか、青田議員は聞いたんだけど、そこは全体の補正、全体とこの補正額のパーセントばかり言っていて、被災した人、個人ですよ、個人にどのぐらいの補助を出しているのかが見えないんですよ。それを知りたいんですよ。この金額が正しいとか正しくないでなくて、もっと出せないのかどうかというようなつもりで聞いているんです。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。大変失礼いたしました。小学校でありますと学校給食費につきましては4万8,600円の補助という形になります。中学生でありますと5万5,800円という年間の補助金額ということで、給食費につきましては補助、助成させていただいているということでございます。

13番（後藤正幸君）はい。課長、私聞きたいのは、その単価はいいの、おれ計算してわかっているの。補助率が小学校と中学校で違うんでないかなという思いでおれ聞いているんですよ。1人当たりの補助率。片方に、小学校には20パーセント出して、中学校には30パーセントとかというような補助率になっているんじゃないのかなという思いで聞いているんです。同じなんだかどうか。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。説明不足で大変申しわけございません。学校給食費につきましては、児童生徒が年間支払う金額、満額補助する対象になっておりますので、「あっ、満額」の声あり）先ほどの4万何がし、5万何がしは、その満額の金額ということで、済みません、ご理解いただきたいと思えます。（「小学校も同じ」の声あり）

13番（後藤正幸君）はい。同じことをお伺いしますが、今度学用品も小学校ですと1万円相当、中学校だと3万6,000円ぐらいの補助かな、それも同じ率に出しているのかどうか。これは給食費と違うから満額とか何かってなるのかどうか、お伺いします。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。こちらの助成すべき単価につきましては種別ごとに決められてございまして、例えば学用品費であれば小学校では1万1,100円、中学校であれば2万1,700円、それ以外に通学用品とか校外活動費、あと修学旅行費とかそれぞれの単価が決められておまして、その組み合わせによって小学校と中学校の補助される金額が若干変更がございまして、以上でございます。

13番（後藤正幸君）はい。若干っていうと、おおむねでいうと同じぐらいの率だって思っただけです。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。多分、そちらの単価の設定ですが、やはり小学校、中学校でかかる費用から見て設定されている金額ですので、児童生徒に補助されるべき割合は同じという形でご理解いただければと思えます。（「はい、わかりました」の声あり）

13番（後藤正幸君）はい。それから、CMについてちょっとお伺いしますが、18ページですか。最初いただいた附属書を読むとさっぱりわからなかったんですが、今回いただいた、このボリュームのある附属書を見ますと、おおむねわかって、いいのかなというような思いしております、全体的に言いましてね。ですが、これでもまだまだ私、知りたいこといっぱいあるんですが、もし、もしですよ、このまま可決になった場合の話ですからね。ぐるりん号みたいに、議員からこの金額でオーケーいただいたんだからって、あと議会と行政ときっちりあと離れてしまうというようなことのないようにしていただきたいんですが、当初、一番最初、その考え方、お伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。CM業務の委託につきまして、先ほど来から担当室長なりからもご説

明していただいたところでございますが、今、後藤議員さんからもご指摘いただいたように、決して債務負担行為をご了解ちょうだいしたというふうな中で、あとは執行部というふうな、そういうことじゃなくて、その都度、できるだけタイムリーな形で議会の方にもご説明なり、ご報告なりを差し上げる中で、この業務は進めなくてはならないというふうに思っているところでございます。

13番（後藤正幸君）はい。総体的なお話を申し上げますと、全体で150億円かかるプロポーザルの中で、今回CMで15億円ということで、本当の一部なんですよね、今回提案されているの。ですから、これがもしオーケーとなるとどんどん進んでいくので、途中になってだめだとか何かってならないんですよ、手かけてしまえば。ですから、うんと心配なのは、あくまで一部で今オーケーって言ったって、要するに行政と議会がこれを同じように共有して、その都度、進度ごとに議会に報告してくれるというような担保を、言葉で結構ですが、お願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。今回のこのCM業務なり債務負担行為の関係、これまで一般質問の中でもいろいろやりとりさせていただいたんですが、制度上からしますと、自治法の規定に基づいてという部分はありますけれども、しかし山元町にとってはまさに初体験の場面でございますので、やはり自治法の規定だけで淡々と進めれば良いというものではないというふうに思っておりますので、やはりこれは執行部のみならず議会の皆様にもこの業務委託、とりわけこのCM業務に関して要所、要所で、先ほどもお答えしましたように、きっちり情報を共有させていただくということが必要だろうというふうに思います。基本的にはそういうことでございます。部分的な補足につきましては、成田副町長の方から少し補足をさせていただきたいというふうに思います。

副町長（成田隆一君）はい。先ほど高久室長の方から5ページのイメージ図をご説明申し上げましたけれども、確かに今、後藤議員さんおっしゃるように、CMは全体のこの造成事業費に比べるとごく一部でございますけれども、工事に関しましては5,000万円以上が議会のご承認を得るといって、こういう形になっておりますので、先ほどの5ページの右側の造成工事等に関しましては、ほとんどが議会にかけてご審議いただくと、こういう形になってきます。ただ、調査業務につきましては、先般も町長の方からご説明いたしましたように、自治法上の規定がありまして、議会の承認は要としていないわけでございますけれども、しかし先ほど町長がおっしゃいましたように、報告、あるいはその経緯に関しまして委員会なり、こちらの議会の方にご報告すると、こういうふうな方向で行っておりますので、どうぞご理解いただきたいと思います。

13番（後藤正幸君）はい。お二人から回答をいただいたんですが、町長より副町長は私の思いよりバックした答えを、要するに話をされたとは私は思います。というのは、きのう、おとといの一般質問でも、この債務負担行為等で質問されたとき、金額を議会で承認されているがために、後で場所とか何か細かいのは議会の承認をもらわなくてもいいんだよというように悠々と言われると、私たち、うんとかう、こういう場面でいうと白紙に判こをくれと言われたと同じような思いであります。いやいや、違うと言ったって、そういう思いだというのは、私は。ですから、もっともっと詳しく教えてほしいんですけども、今の段階でまだ設計もしていないんだから、あんまり細かい話は言いたくはございません。ですが、少なからず、この前の一般質問のときより今回、こうやって再提出されたのを見ると、見違えるくらい細かい数字まで出てきて、いいのかなという思いであります。

すが、なかなか難しいのは、単純に述べ人数157人、今回の補正出している金額ね。この金額を157人で割ると、地権者と組織の代表と意見合わなくなったとき調整するため1人当たりの人件費を8万円も見ているんですよ。どういう人が来て調整するのかわからないんですが、私、なかなか納得しにくいんです、細かい話を言うと。ですから、そういうところを目をつぶっても賛成すれば、あとなじよになるのかなという思いがいっぱいあるんですよ、一つの例ですよ、おれ。まだまだあるんだ、この中。ですから、そういう思いでいるとき、副町長がそうやって少し、町長くらいのお気持ちになって、一緒になってやろうという気持ちになっていただきたいだけけれども、少しバックしたみたいな答え言われると、いささか不安になるんですが、もう1回。

町長（齋藤俊夫君）はい。改めて、閣内不統一に受け取られることではまずいものですからお答えさせていただきますけれども、自治法の規定は規定としまして、私どもとしては議会と一体となって一日も早い復旧・復興を果たさなくてはならないというふうな思いの中で、すべからずこの情報を共有していかなくてはならないと、ご理解をいただく中で進めていかなくてはならないというふうな思いでございますので、要所、要所でタイムリーなご説明なりご報告なりをさせていただくということでご理解を賜りたいというふうに思います。

13番（後藤正幸君）はい。議員だけではなくて、今の町長の声は被災者、りんごラジオを通じてみんな聞いているんだと思います。そういう意味で私はここで質疑を終わります。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

9番（岩佐豊君）はい。私からも疑問の点、ちょっと確認したいと思います。

17ページ、土木費、都市計画費、報酬2回分、これは報酬はどなたの分なのか、あとどういう方ののかな、その辺をまずお聞かせください。

事業計画調整室長（高久政行君）はい。こちらは1回分、2名の方の分を積んでおります。それで、該当される方は弁護士の方、それから会計士の方ということで、外部の法的な部分、それから会計的な部分ということで、透明性・公平性を高めるためにお呼びしている外部の方でございます。

9番（岩佐豊君）はい。今同僚議員からの、後藤議員からも一般質問での話、出ましたけれども、私もこのプロポーザル、入札のあり方ということでしましたが、先ほども、今回、1回分ということでやっていますが、例えばプロポーザルで提案して今回1社しかないというような話で、本当にこれで、今議員の多くが今疑問と思っているようなことに対応できるのかどうか、そういう心配がないのかどうか、1社に限定したような形で物を進めてしまって本当にいいのかどうか、その辺を確認したいと思います。

事業計画調整室長（高久政行君）はい。プロポーザルの応募について1社あったということには大変残念だと思っております。ただ、プロポーザルの委員の方々には国土交通省の方、それから宮城県の方、それから山元町に支援に来ている関係もありまして札幌市、横浜市というような行政経験者等、それから工事の部分についても経験されている方、そのような方々にご参加をいただきまして審査をしているところです。

それで、今回につきましては、まず資格要件の方で技術要件等の縛りをしている部分、それからそのような経験をお持ちの方々の委員会の中で、応募している会社がこういうような業務に対して適正があるのか、十分な力量を持っているのかという部分を確認させていただくというような委員会での確認をしていくと。その上で契約相手として長の

方が選定をするかどうかというような手続になりますので、十分にその履行能力というのは確保されるというふうに考えているところでございます。

9番（岩佐 豊君）はい。それでは、関連しますけれども、CMの方式、先ほどもピュア型、アットリスク型ありました。ピュア型、これ極めて通常の業務というか、その内容にほとんど近いですね。わざわざそういう心配、危惧されるようなやり方をする必要が私はないと思います。通常型で、先ほど青田議員からですか、旅費の話も出ましたけれども、そういう意味合いからも、そちらの方でしっかりとしたスーパー職員を外部から応援していただければ、わざわざ心配なこのCM方式、まだ本当に事例のないことにチャレンジする必要はないと思いますが、この点についてどう思われますか。

副町長（成田隆一君）はい。1社より応募がないというようなご心配でございますけれども、確かに現在の東日本の復興全体を考えますと、我々官だけではなくて民も非常に人手不足になっている。そういう中で東日本全体、岩手県、宮城県、福島県とそれぞれ日本の民間会社がそれぞれのところで今担当しながら、張りつきながらやっつけていただいているわけでございますけれども、その中でも応募してきていただけたというようなことは非常に何か希望を持っております。今の受け手、入札の不調等多々ございましたので、そういう中でやはりこのプロポーザルというのは市場に対する、ある意味では魅力があるとたくさん入ってきますけれども、魅力がないとやはり入り込んでこない、こういう関係にありますので、そういう中で私どもが今、事前審査等をやっております、技術者もしっかりしていますし、それから委員会でもこれ適正と公平性を確保するには審査していただくと、こういう形にしております。

それから、専門のスーパーな技術者を呼んできて任せればと、こういうふうな何かご意見でございますけれども、確かにそういうふうな方を呼んでこれるといいわけでございますけれども、そういう方々がどのぐらい日本にいるか。むしろ、先ほど申しましたように、三陸縦貫道等の魅力あるプロジェクトの方には優秀な技術者がどんどん向こうの方に行きます。やはり魅力のあるところにはそれなりの技術者が張りつけられるわけでございます、決してこちらの魅力がないというわけではございませんけれども、全体並行して進めている中ではそういう競争性がございますので、そういう中でそういう技術者を今、得るといえるのは非常になかなか難しい。そういうことで、それから先ほど室長の方からも申しあげましたように、平均的に60人ぐらい必要としておりまして、現在、我々、他の自治体から応援していただいているのが現時点でそのぐらいおりますので、それにさらにそういう技術者を60人、より高度な技術を持った人を集めるとなると、現状の中ではなかなか困難ではあるというふうに認識しておりますので、このCM方式を採用させていただいているというふうなことでご理解いただきたいと思っております。

町長（齋藤俊夫君）はい。私の方からも少し説明をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど岩佐議員の方からスーパー職員を確保して何とかカバーする方法も考えたらいんじゃないかというようなお話をちょうだいしましたけれども、今、成田副町長の方からも、なかなかこのご時世の中で民間も含めてマンパワーの確保が難しいという状況でございますが、やはりご案内のとおり、組織が仕事をしていくためには予算とこの人手、定数ですね、これは切っても切れない関係にあるというふうなことでございます。今、山元町、私含めまして現職員174名、それと全国からの力強い応援の職員68名、242名体制でございます。68名の確保につきましては、山元町のみならず、全国ど

こでも行革が進んでいるというふうな中で、なかなか人を山元町に、あるいは被災地の方に派遣すると、それぞれの自治体苦勞しているわけございまして、その中で貴重な戦力を今68名ちょうだいしているというような状況でございます。

ちなみに、68名のうち技術者に関しては24名でございます。24名ですね。それで、68人のうち1年間、いわゆる通年、通して派遣していただいているのが68名のうち30名でございます。技術者24名のうち1年間通して来ていただいているのは12名ということでございます。こういう極めて脆弱な体制の中で、今回、予算をお認めいただきますと、実に一般会計で750億円ですか、震災前の55億円の決算から比べますと14倍、実に14倍でございます。人手は1.4倍でございます。やはりこの関係から推しはかかっていただきましてもなかなか、優秀な職員に来ていただいておりますけれども、物にはやっぱり限界、限度があるというようなことでございますので、やはりこの困難な状況は、やはりコンサルの皆さんなりに業務を受託をしていただいで補助的な部分のお手伝いを限りなくしていただきませんと、この難局、スピード感のある復旧・復興の実現というのはかなり難しい状況にあるというふうなことでございますので、どうぞご理解を賜りたいというふうに思います。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は1時15分といたします。

午後 0時03分 休憩

午後 1時15分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）9番岩佐 豊君の質疑を許します。

9番（岩佐 豊君）はい。それでは、まだちょっと私の確認できていない部分についてご質問します。

まず、3地区一緒に今回提案されているわけですが、先ほどの話ですと、そのためかどうかわからないですけどもプロポーザルが1件しかなかったというようなこと、これ最初から逆に、競争させる意味でも地区を分けて逆に提案したほうがよかったんじゃないのかなと私は思うんですが、そのような考えはなかったんでしょうか。

副町長（成田隆一君）はい。3地区を個別に分けたほうがいいんじゃないのか、こういうふうなご提案でございますけれども、確におっしゃるような形態もあるかと思っておりますけれども、昨今のこういう復興が東北地方で一気に進んでいる中では、それを受けるコンサルタント、あるいは建設会社等がだんだん限られてきておりますので、そういう意味では、なかなか受け手を探すのが非常に難しい。それから、ある意味では、もう少しスケールメリットがあって、受け手の方がそれを受ける体制がとれるというようなこともありますので、今回は1社でというふうなことで、まとめてやらせていただきます。

9番（岩佐 豊君）はい。これまでの事例で、これとは違うんですが、牛橋地区の公園の整備に関して全部まとめて発注しています。それで、地元の業者もとれるような仕事がいっぱいあったんですが、まとめてやったことによって受けられる業者がなくなってしまったということ。何を言いたいかということ、簡単に言えば、こういうやり方だと大手が入ってきて、いわゆるゼネコンですね、簡単に言えば、そちらでやるような形になってしま

って地元の雇用とか事業者の育成というのが本当に図られるのかどうか。せっかくの機会なのに、それをみすみす逃すようなやり方はどうなのかなと思うので、その辺の考え方。

町長（齋藤俊夫君）はい。今回の方式による地元業者の活用についてという観点でのご質問でございましたが、ご理解いただいていると思いますけれども、今回、業務委託するという部分は、あくまでも本格的な農政、施工ですね、これに入る前の準備行為を、補助的な役割を果たしてもらおうということでございますので、今後そういう成果等に基づいて町が主導して契約を進めていくという部分でございますので、そこは限りなくご指摘のような対応方法、地元業者の限らない活用というふうなことを十分念頭に入れてやらなくてはならないと、やりたいというふうに思っております。

9番（岩佐 豊君）はい。その辺わかった上で質問したつもりなんです。それで、だから一括発注じゃなくて、要するに3か所を分けてやったほうが、より競争力も上がるし、次の段階の仕事のそういうやるにしても、本当にそういう配慮のあった進め方ができるんじゃないかと思って今質問しているんです。今、町長言ったように、わかります、私は提案されていることが。ただ、1か所でそういうふうな、例えばそういうことであっても、やはりその影響力が強過ぎて地元の雇用というのが図られるかと、それが私は心配です。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほどの質問の中で成田副町長の方からスケールメリットというふうなお話も出していただきましたけれども、受託していただくコンサルなり建設事業者が、これが例えば3地区ごとになるということになりますと、町としては同じ業務を3回いろいろやりとりしなくてはならないと、調整しなくてはならないという側面が出てきますが、一括でございまして職員の対応も大分軽減されるし、先方もそういう面ではやりやすくなるのかなというふうな、まずあくまでも基礎調査の部分でございまして、具体の発注に際しては、それぞれ箇所ごとというふうなやり方は十分対応できるのではないのかなというふうに考えております。

9番（岩佐 豊君）はい。今、スケールメリット、一事業者に合わせたほうがいい、その方がメリットがあるという話ですが、私は逆に見えていますね。例えばJRも、それはJRがやるんですよね。それで、要するにスピード化を図るために工区を分けて同時、坂元地区とか全部同時的にやれるんだと、そういう考え方でいいんじゃないでしょうかね。私、その方が競争力も働くし、いい仕事ができるんだろうと思いますよ。今回ね……。

副町長（成田隆一君）はい。岩佐議員のご指摘もごもっともだと思いますが、いろいろそれはケース・バイ・ケースで対応していかなければならない。今回の場合は、どちらかといいますと工事の部門ではなくて、町のかわりにやっている管理の部門でございまして、管理の部門を幾つも分けますと会社の中に総務部が幾つもできるような、そういう形になりますので、そうじゃなくて、そこを一つにしながらか発注は個別にと、こういうふうな形で考えてございます。

それと、ここのピュア型を選んだのは、アットリスク型というのはどちらかというところとデパート型になります。それで、ピュア型ですと、これは専門商店と、そういうふうな形で、デパート型ですと、その中でデパートを経営するところがもちろん資本も出し、それからもし赤字になると、そのリスクもしよわなければならないと、こういう形態でありますので、今回のそういう形態で発注するというふうなことでは、今、日本の中で

はリスクをしょってやれる会社というのは余り多くございませんので、どちらかというとやっぱり受け手の方がリスクをしょわない形というふうなことでございますので、ピュア型という形態で選択しておりますので、そういう中で工事の方はきちっとそれぞれ工種ごとに発注していくという形態をとっておりますので、とる形態で考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

9番（岩佐 豊君）はい。最後にします。やはり千年に一度のこういう事業をやるのに、やはり地元を理解した、本当に地元に精通している人たちが入らない中で、例えばそういう今言った実際の仕事でなくても、そういうことでも私は非常に危惧するわけです。だから、そういう意味で、そういう心配はどのように考えているのか。これまでもまちづくりを進めてきた上で、やはり例えば最初の基本計画練るでも何でも、やはり本当に地元に声を通るような形でやってこなかったという面が多々、私は感じているんです。だから、そういう心配も私はしているんです。だから、その辺の心配ないようにできるのかどうか。

副町長（成田隆一君）はい。確かに地元に精通し、それから地元の資材、人材がそろっているという形態でやるのが一番望ましいかと思えます。しかしながら、そういう全部そろっているところはなかなか難しいというふうなことで、役割分担をしながら今回事業を進めていかなければならないと。特にこの事業の監理をやるというコンサルタントというふうな形態でいいますと、なかなかこの山元町にはいわゆるコンサルタントという業種がございませんので、それから宮城県全体を比べても、ある意味ではコンサルタントではありますけれども、いわゆるこういうCM業務を経験したりとか精通しているというふうな会社が、コンサルタントが少ないというふうなことで、そういう形態で一応全国公募して今回のこういう形態に至ってございます。よろしく願いいたします。（「とりあえずはいいです。あとまたいきます」の声あり）

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

6番（遠藤龍之君）はい。13ページの社会福祉費の老人福祉費についてお伺いいたします。

扶助費の老人保護施設措置費、上げられていますが、これは説明によれば4名、入所者、新たな増加ということなんですが、今この形態といいますか、この老人ホーム関係の入所の現状と、あと今後の動向をどのように見ているのか、お伺いいたします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。今回、こちらの扶助費の方で予算措置をしておりますのは、養護老人ホームというふうな施設でございます。これらにつきましては、60歳以上の高齢者、経済的に恵まれれないといいますが、高くないような方々を措置している施設の種別であるというふうなところでございます。このほかに、これがいわゆる措置というふうなものの中では残っているような施設の種別でございまして、そのほかの介護保険で特別養護老人ホームとか、そういった種別というものが別にあるというふうにご解釈いただければと思っております。

6番（遠藤龍之君）はい。その辺は前提でここにもう、ここにもというか、十分に理解できているんですが、ですから現状、しかも養護老人ホームね。何で聞いているかという、梅香園がその対象だと思うんですが、それが被災に遭って、今現在山元町にはないと。そういう中で、ほかの施設で措置してもらっていて、それが今後また、今回ふえて4名、ほかの施設に措置してもらっているということで、こういうちゃんと説明はされて、そういった現状がどうなのか、現状というか、梅香園にいたときで対応していたときと今

の現状はどうなっているのか、とあわせて今後どういう対応を考えているのかということを知りたいんですが、改めて伺いたします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。議員おっしゃるとおり、梅香園なんかにつきましても養護老人ホームの同じ種類、種別の措置でございました。山元町につきましては、今回、9月からですけれども、こちらの説明にもありますとおりにふえて、実はこちら、緑風園というものにつきましては角田の施設であるというようなところなんですけれども、養護老人ホーム全体からしますと、一応需要につきましては減少傾向というふうなことで我々は聞いているところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。わかりました。一応現状では需要は減少傾向ということで受け止めていいんですね。入りたいという人はいないと、あるいは締め出しているということではなくて、現実に減少ということでもいいんですね。まあ、いいです。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい。いろいろと、高齢者の施設の中につきましては、いろいろと新しいサービスとか制度というふうなものの中でいろいろなものが今後も出てまいりますので、そういうふうな意味合いから申しまして私は減少傾向にあるというようなことで申し上げました。さまざまなサービスの中で高齢者の部分については今後もカバーされていくというふうには解釈しております。

6番（遠藤龍之君）はい。私はこれからどんどんふえるのではないかというふうに想定しているんですが、というのは、単純に老人がふえていくわけで、しかし山元町はそういう状況にあるということが確認できました。しかしながら、将来的には当然あったものがなくなったということなので、その辺、今後の対応としては、そういう状況を見ながら十分な対応をしていただきたいと思います。

議長（阿部 均君）暫時休憩といたします。

午後 1時30分 休憩

午後 1時31分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。先ほどちょっと誤解を招くような舌足らずな部分があったので、つけ加えてご説明申し上げます。先ほど申しました種別、養護老人ホームというふうな部分につきましては、待機者につきましては非常に少ないといいますが、実は山元町については1名の方、措置が決定されておりますが、1名の方が待機はしていると記録にはございます。ただ、待機者というふうな言葉で申し上げますと、ほかの施設、例えば養護老人ホームでありますとか、特別養護老人ホームですか、そういったものにつきましては確かに待機者はございます。

前にも養護老人ホームというものも、特別養護老人ホームというものの待機者につきましてはご説明申し上げている現状はございますけれども、こういった養護の施設に限ってはそのようなことであるというふうなご理解をいただきたいと思います。

6番（遠藤龍之君）はい。ですから、養護老人ホーム関係は需要が減少しているという先ほどのあれで、そこは変わっていないんですね。特養はどんどんふえている傾向にあるけれども、養護老人ホームについてはその傾向は見られない、減少傾向だということで受け止

めさせていただきたいと思います。というふうを受け止めましたが、しかし社会全体の中で高齢化率がどんどん進んでいるときに、それはその限りではないだろう、山元町は減少傾向にあるかもわからないが、そういうことでいえば、助かると言うとおかしいんですが、もっと日和を見た対策、対応ができるのかなと思います、しかしながら現にこの梅香園があったという事実、現実はあるわけで、そこで対応されていたという現実もあるので、この辺の対策、対等は逆に今から対応していくべきかなと思うんですが、その辺について町長はどのようなお考えであるか、お伺いいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。前提としての高齢化率が進む中での、それぞれ機能を分担した施設の傾向と対策というものをやっぱりきちっと抑えていかななくてはならないと思っていますので、全体を見ながら、あとは個々の目的に沿った需要がどういうふうな動向、変化になるのか、これらを注視しながら、できるだけタイムリーな形で進めていかななくてはならないというふうに思っております。

6 番（遠藤龍之君）はい。わかりました。次に、14ページの民生費、児童福祉費の保育所費なんですが、こういうところでこういう話をするのは、ちょっと今さっき気づいたということで確認したいんですが、せっかくこの説明資料をいただいているんですが、この数字ちょっと違うのかなということで確認をしたいと思います。313万3,000円と補正予算書の323万4,000円というのは根拠があって違うのかどうか、お伺いいたします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。313万3,000円のほかの補正額につきましては、ご覧のとおり7賃金、269万9,000円、それから社会保険料の増ですね、その上になりますけれども。43万4,000円、こちらの合計額ということです。共済費、その上に21万6,000円ございますけれども、これは職員の方の、臨時職員の職員の方でございます。

6 番（遠藤龍之君）はい。どちらも間違いはないということですね。それはわかりました。

次に、15ページの放射能除染対策費についてお伺いしたいと思います。先ほどこの説明書にも詳しく説明していただいているわけですが、これはどこに委託して保管場所、その現場保存とかという先ほど説明あったんですが、どこに委託して、どの辺の場所に保管しているのか、お伺いいたします。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。こその委託料を計上している委託の対象となるものにつきましては、今現在、稲わらの状態で屋外現場に置かれているものです。それでこれについては環境省から委託費用をいただいて、今のところ環境省基準に基づいて保管作業ができる業者ということで委託を予定しておりますけれども、内容的にはシートを敷いて、シートでくるんで飛散しないように。それから雨風が入らないようにしながら、あと周りに柵等を設けて近づけないようにするという内容になりますけれども、それを具体的にこの辺でできるとすれば、今のところ稲わらですと農業公社になります。以上です。

6 番（遠藤龍之君）はい。はい、わかりました。次に、その下の清掃費、災害廃棄物処理事業費についてお伺いいたします。一つは、災害廃棄物分別運搬業務委託料、増についてなんですが、これは関係省庁等の交付決定に伴うということであったわけですが、これの予算の立て方ってどういうふうになっているのか、ちょっとお聞かせ、といいますのは、当初で、いずれ交付申請するわけですから、1年間のうちで、当初で見積もっていても

いいのかなというふうな考えから確認するんですが、その辺の考え方はどのようになっている……。といいますのは、かなり多額の増額補正ということになっているものから確認したいと思います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。ただいまの災害廃棄物の分別運搬業務委託でございますが、当初予算時に見込みしておりました数量につきまして、現地等の精査を行いましたところ、ボリューム数等が多くなっており、現在11か所の仮置き場から今後一次仮置きの方への運搬する量がふえておりますので補正をさせていただくものでございます。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい。今、まちづくり課長からご説明あったわけでございますが、当初の見込みよりも災害廃棄物の搬出量がふえたというようなことにつきましては、10月18日に環境省の査定がございました。その間、処理量の精査を行いました本年度の事業量が確定したというようなことから、その増加分について本日補正というような形で提出しているものでございます。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい。いや、だから、その差が余りにも大きいということでの確認なんです。だから当初見込み、その前のあれでは一括で新たにふえたような説明だったんだけど、そういうことなのかどうなのか。今は2次から1次、仮置きというふうな流れでずっと聞いていて、あるいは当初70何万トンが50何万トンの70何万トンとか、つまりそういった数値を並べて、そして今それらの処理を行っているんだと。そのものは変わっていないんですから、そして23年度のやったとき平成24年度のやつには、だから当然計算はできるんでないのという疑問で質問しているんだけど、町長に対して新たにふえるような説明あった、新たにふえたということであれば、精査した結果、新たにふえたということであれば、その分については理解するとか、しないとかという話でないから、事実だとすれば、ああ、そうですかということになるんですけれども、その辺のことについて確認をしたかったわけなんです。ですがというのは、余りにも大きい。財源はまず国から、その分については町負担というのはいないんですから、ふえたからどうのこうのって問題はないんですけれども、その辺の設定というか、見通しといいますか、その辺どうだったのかということをお尋ねしたんですが。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。当初予算からの増につきましては、被災された棟数の解体工事も進捗しており、その分も緊急仮置き場等に搬入されているものになりますし、それから機械の適用でございますが、当初バックホー等で積算しておいたものをベアブルという最新の機械に内容等を変更したことにより金額等が増となっております。

6番（遠藤龍之君）はい。何となくわかったような感じがします。ここで今、家屋解体撤去ということが出たので、その下の工事請負費、569棟、2億3,000何がしという部分についての確認なんです。今何となくわかったと言ったのは、家屋解体撤去を12月の締め切って、その後、そこで締め切った、それまで申請されたものがずっと続いていて、そしてそのものがふえたということで、その先の質問の中の量がふえたというふうには理解したんですが、それである程度理解できたと。それにしてもちょっと大きいんでないかなという部分もあるんだけど、まずはね。まずはそれは理解します。

今度、新たにまた569棟というのは、どこの部分を言っているのか、ちょっと、もう一旦支出締め切ったというふうには私は記憶しているんですが、その辺の関係、どうな

っているのか。このくらいあるんだったら何であそこで締め切ったのか、わかって、その辺のちょっと関係、つながりについて確認したいと思います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。家屋解体につきましては、12月末で一度、昨年締め切りという情報で皆様に広報等を出させていただいたところでございますが、現地等を確認しますと、未申請の方がかなり調査されたという結果から、再度受け付けをいたしまして、未解体のお宅にはこちらから連絡等をするような形で調査しましたところ、このように件数がまたふえたという状況でございます。

6番（遠藤龍之君）はい。それは行政のやさしさからの対応だったのか、あるいは住民の側からのお話でこういう結果になったのか。やさしさからだったらいいんですけども、おらいで大丈夫なのかや、こんな受け付け迷っている人たちに対して行政側から手を差し伸べて、いや、あなたの家は解体の対象になりますよというようなことでこういう結果になったのか、この辺について伺います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。浸水域におきましてまだ未解体というお宅がかなりございまして、自宅の方の状況を確認され、再度の申請を出していただいて、このように数字が動いております。

6番（遠藤龍之君）はい。行政側からそういった対応をしたということですね。というふうに今の説明で受け止めました。後で違ったというふうにならないように。やってもらって非常にいいことですからね。私、評価して言っているんですよ。

次に、16ページの勤労青少年ホームの光熱水費について伺います。この部分については説明資料になかったんですが、なかったからなお聞きするんですが、これも異常なふえ方になっているんですが、この辺は当初と現状の中でどのような理由から大きな増額となったのか、お伺いいたします。

生涯学習課長（齋藤三郎君）はい、議長。お答えいたします。勤労青少年ホームにつきましては、同じように学務課がこれは使用している関係がございます。利用人数そのものにつきましては、震災前の水準に戻ってきている状況ではありますが、光熱水費につきましては水道料でございます。施設の勤労青少年ホーム来館者の増によるものというふうに考えております。イベント参加者、被災者などの休息所としての利用、また学務課が常駐しているための学務課への来客者の増ということが考えられ、水道料が増加したものというふうに判断いたしております。

6番（遠藤龍之君）はい。来館者の増というのは非常に喜ばしいことなんですが、それにしてもこの設定ですね、当初の。何で確認したかという、およそ倍というか、当初は16万円で設定して、15万円増額しているんですよ。だから、半年、あるいは何か月たっていて、ようやくその増がわかったということなのかわからないけれども、それにしても当初の読み方に甘さといいますか、勤労青少年、そもそもどういう目的で使われるのか。その震災後は使われなくて、震災明けて、みんな使いたいというのは、あるいは施設側としては使わせるのが施設の仕事ですから、ということを考えれば、当初の方針として、の中でその設定すべき、それは設定して、このくらい、ことしは何としてもこのくらいは利用してほしいねということで設定して、こういった量といいますか、額が設定されると思うんですけども、その辺の考え方がちょっと甘いんじゃないかと、倍ぐらいですからね。倍というか。その辺の読みととっても、方針がそもそもどうだったかということなんですね。確かに今、課長が言いますように、従来の使われ方、今していな

いわけですが、それにしても、だからそれはずっとこの間続いて、この間といいますか、平成23年度から続いている流れですからね。その辺の方針の立て方、あと予算の立て方はどうだったのか、その辺の考え方についてお伺いします。

生涯学習課長（齋藤三郎君）はい、議長。お答えします。勤労青少年ホームの光熱水費につきましては、平成19年度、平成20年度、平成21年度、平成22年度等々の過去の実績をもとに当初予算を計上いたしておりました。それらが平成24年度につきましては、今現在、特殊な使われ方をしているというような部分もありますし、来客者、来館者、あと見学者、イベント等の参加者等々で過去の実績と異なった利用がなされております。こういうことから来館者のトイレの利用というふうなものが増加して、光熱水費を相当異なったことになったことから今回補正をいたしたものでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。十分な理解はちょっと今の答弁ではできないわけですが、時間もありますので、この辺は後日じっくりとお話ししたいと思います。

次に、17ページの、先ほど来出ております都市計画の都市計画復興推進の報酬について改めてお伺いするんですが、選定、この項目は選定委員の報酬ということですが、以前に説明している、報告しているということであればごめんなさいなんですけれども、改めてちょっと確認したいんですが、選定委員のメンバー構成についてお伺いします。

事業計画調整室長（高久政行君）はい。委員のメンバーについてですが、国交省の方が1名、それから宮城県の方が1名、それから横浜市の方が1名、「さっき言ったな」の声あり）それから札幌市が1名、そのほかに外部として会計士の方、それから弁護士の方、それと副町長が1名入っております。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい。まさに外部の方で占められているんですね。CM業者を選定するというものですから、こういうことでいいのかなとは、そういうことなのかなとも思いますが、この中で専門職というのは国交省、県、札幌、横浜の方々が専門職ということね。そして、そのほかに会計士さんと弁護士さんが加わるんですね。そのような方に決めてもらって業者が決まるということはわかります。それから、これ、前回、これが初めてではないというふうな話、先ほど来のお話なんですが、その前の経費はどこから出ているのかお伺いいたします。これも言ったけっか。それならいいわ。その辺にもちょっと疑問は残るということだけは指摘しておきます。

そして、ここになったから、この関係について改めてお伺いしたいと思います。債務負担行為、CM業務についてお伺いいたします。いろいろ疑問等々出てくるんですが、やっぱりまだ理解できていないというのが多分あるんです。工事部分については、工事請負の業務委託、その辺の関係がまだ十分理解されていないのかなと、こういう立派な説明書をいただいても。というのは、その辺でやっぱり期間がありません、私たちも学習する。それから、初めての体験です。そちらも初めての体験であれば、我々はもっと初めての体験ですからね。そういうのが前提にあつてのいろいろな話になっているのかなというふうに思いますが、私もまだまだいろいろ疑問点あります。ましてや、私が一番大きな疑問を持っているのは、やはり一般質問でも確認しているわけですが、やっぱり議会がどこでかかわるのかというところがまだ見えないということで聞くんですが、これはここで最後、この議会で決まりますよね、決まるとして、決まった後の流れというのはどういうふうになるんですか。流れというのは、業者が選定委員会で、まだ決定されていないということですから、決定されて、決定された業者とどういう契約、そう

いう流れになるかと思うんですが、その辺をわかりやすく説明していただきたいと思います。

事業計画調整室長（高久政行君）はい。次の委員会としては、選定業者、業者選定をするに当たります。適格かどうかということ判断するプロポーザルの委員会を25日に開催しようとしております。それで、それと前後いたしまして業務の施行から予算ご可決いただいた後に、いただければお伺いを上げて、その後、選定された業者に対して庁内で指名委員会を実施いたします。その業者に対して指名をするという内部の判断を経た上で、その業者に指名通知を出したいと思っております。できればこれは今年度内、済みません、ことしのうち、歴年の12月中に出せればなというふうに思っております。それで、その指名期間を経まして1月中過ぎ、ちょっと下旬に近いぐらいの時期になるんですが、そのころに入札行為を行いまして、額が合えば、それで契約行為に入っていくということを考えてございます。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい。非常にきれいな説明なんですが、美しいその説明と先ほど来の質疑応答の中で出ている現実とは、これ違うんでないの、内容が。指名委員会にかけるといっても、1社でも指名委員会にかけられるのか。それはそれでいいですね。

その前に、その前にというか、この間の話の流れでは、きょうの、例えばこの間のそっちからの説明の中で、報告の中で確認できていることは、いまだまだ1社しかいないと、決まっていないというか。そして、先ほどちょっと、これちょっと問題だななんて勝手に思っているんですが、1社しかないものだからお願いするような形のような発言というか、しているように聞こえました。何とか契約してもらおうように努力しますみたいなね。そういう対応で、姿勢でいいのかどうかという新たな疑問が湧いてしまいました、この間の説明を聞いている中で。そして、そういう疑問が大きくなった中で、じゃ実際はどこでそういうのをチェックできるのか、関与できるのかということが、いまだ明確にされていない。この流れからいいますと、入札行為があつて、そしてあと契約になる。この中で実際はどこの場面でこの、まずその前に議会に対して、その業者、今回1社しかないから大体も、想定も、想像もしようがないから多分できるんだろうけれども、その業者がまず確認、今現在でも確認されていない、そっちは確認されているだけけれども。そして、その業者がどういう業者かって、私たちまだ、今この現時点でわからない。わからない時点できょう、この債務負担行為を認めなさいというようなのが今現状なんです。実際中身わからないで、そして何回も言っていますが、一般質問の中でも言っていますが、これを一旦認めてしまえば、あとはもうチェックする部分ないんですよ、議会は。何ぼ業務委託、言うのわかります。これは15億円の分だけです、あと実際の工事発注は、上の入り口と出口は決まっていますから、それはその工事の契約場面では議会はいつも5,000万円以上だったらチェック機能が働くといいますけれども、その柱になる、中心になる部分についての業者を選ぶというところについては、私たち、どこにも関与できないという不安があります。本当に責任ある立場で決めているのかなど。いや、これCM業者って業務委託ですから、業務委託というか、ちゃんと頭がしっかり、頭というのは町がしっかりしているからと言われても、全く皆目見当もつかないCM業者を私たちはこの場で決めなくてはならないということで、そういうことで私たちも非常にづらいといいますか、わからないものを決めろと言われていたのと同じですから、その辺の関係がすっきりしないと、なかなかこの判断出せないなという

今思いがあるんですが、その辺の不安を解消していただくためには、解消というか、できるような答弁をいただければ、ご説明をいただければ幸いなんですが、お伺いいたします。

副町長（成田隆一君）はい。今、議会の関与のないうちに業者が決まっていいのかというふうな質疑と、それから公平性といいますか、きちっとした競争性の中で決まっていくのかと、こういうような2点の質問でございますけれども、まず一つ目は、例えば工事の関係でも、発注行為でもございますけれども、当初予算に工事をやる場合には予算を議会にかけまして、そこで承認していただくという。（「工事関係はわかったと言っているんだから」の声あり）例えば流れといたしましてはですね。それで予算議決していただいた後、工事を発注し、入札し、業者が決まっていくと。これと同じように、今回のCMに関しましても、これのCMに必要な資格要件、それから実績、それから体制、このようなものを要件として定めまして、現在は、先ほど以来ご説明申し上げます外部委員会の客観的なご意見をいただき、そこで選定し、もちろんここには一定以上の資格が必要でございますので、その資格要件を満たしているというふうな、こういうことで確認しまして、その後、入札をし、業者が決定いたしましたらば議会にその経緯をご報告し、ご理解をいただくと、こういう流れで進むことになっておりますので、一般の工事の予算計上、それから業者の決定、これと同じような形で。

6番（遠藤龍之君）はい。工事請負提案型で、これはもう何回もお話を聞いた、私の頭でも十分、十分とは言いませんが、ある程度の理解はできているつもりです。ただ、だから債務負担行為という対応で、こういう重大なことが決められていいものかどうかという懸念を示しているんですよ。というのは、このCM業者に対してはチェック、どこにもチェックというのは、いや、これも地方自治法の第何条何項等ということでの説明があるかと思うんですが、業務委託にせよ、その要件の対象とはなりませんとかあるんですが、これは、そしてその背後に150億円、160億円の事業があるんです。その事業については今あるんですけれども、その要となる部分を今詰めようとしていると思うんですけれども、その部分がよくわからない、議会としてはわからない中で判断しなくてはならないという状況。

確かにこの業務内容として懇切丁寧に説明いただいておりますが、しかしこういう、今度、これを皆さんは確認できますけれども、私たちはどこで確認するんですか、これ。この業者、こういうちゃんと一つ一つ、こういう仕事をする中で、こういうもろもろの資格要件、示されている要件があつて、それも満たしています、何していますとかつて、というのを私たちはどこで確認すればいいの。そして、ただいま言ったように、確認できるのは、皆さんが決めた後に、こういう業者に決まりましたということで、そこで初めてどっかの業者かというのが我々は確認すると。そのときに、もしですよ、皆さんと見方が違って、業者にこういうところ問題があるんでないか、これで大丈夫なのかよと不安があつても、それを反映することはできない。そのことによつてもし、万万が一です、問題が小さくてもあつたときに、今度私たちが、私たち認めたんですからということになるわけですから、この間の説明でも、もろもろ議会の満場一致の議決を経て今進めているとかで、そう言われますけれども、私たちは100パーセント了解して賛成していることもないですけれども、いろいろ、ただ、復興事業で、このことが決まらなければ次に進めないという、そういう背景もあつて、それで問題はあるんですけども、し

かしこの問題はやっていく中で、走っていく中で対応できるよねという部分については認めて、そして次に行く。そのだから走りながらできるよねというのは、実際の実施行動に移ったときに、その契約の何とかでね、そのときにチェックできるという保障、担保があるから100パーセントすべて賛成、理解しているわけではない、納得しているわけではないですけれども、そういう重要案件に対しては我々は賛成してきた経緯があるんです。そのことをもって議会の承認を得たから、だから建てるんだとか、そういう表現は余り使ってほしくないんですが。それをやっていくためにはやっぱり、余計の話するのはあれなんですけれども、そういう我々の方の責任があると。やっぱり責任を私たちも果たさなくてはならないときに、果たすために決断、判断できるような十分なものを、材料がないとなかなかできないと。そういう立場ですから、だからなるべく判断できるようなご説明をいただきたいということなんです。これまでのこの件についていえば、これはやっぱりいまだ、どこで議会とのかかわりがまだ明確に示されていないんですが、示されたのは、町で決定した後、業者を決定した後、私たちに報告するということが確認された。そういう、この件については、それ以上、もう前に進まないというふうに思いますので、私はそういうところで大きな不安、懸念を持っているということを伝えておきます。

町 長（齋藤俊夫君）はい。今遠藤議員からいろいろ大きな予算の執行に対しての議会のかかわりというようなことでの確認、ご心配、ちょうだいしたんですけれども、言うまでもなく、基本的には議会の審査議決権と執行権との関係にもかかわる問題だろうというふうに思うわけでございまして、成田副町長申し上げましたように、業務委託でなく工事の例に例えて言いましたけれども、議会との関係は、基本的な予算の枠を、方向性をご承認いただく中で、あとは執行部がある程度責任を持っていろいろ入札なり業務委託をという、まずそういう流れであるというのは、まず共通理解していただけるのかというふうに思うんですけれども、ただ、先ほど来からご説明しているように、これが町としても初めての大きな仕事だというふうなことでの、これはやっぱり通常と分けてといいますか、そういう意味で、その辺はもっともっと共通理解を深めながらやるべきだろうと。その点についてはそのとおりでというふうにお答えしているところでございますので、できるだけ現行制度の目線にしながらも、議会の皆様にも、あるいは町民の皆さんにも、わかりやすい形でそれを執行していく努力をしまいたいというのが基本的なスタンスになるんだろうというふうに思います。町民の皆様もこのりんごラジオを通じてお聞きでございますので、あえて言わせていただきますが、10月の2日なり11日だったでしょうか、執行部としてこの新しい方式、国の方からご提案いただいた方式を初めてご説明申し上げ、そしてまた国土交通省の東北地方整備局の担当課長さんにもおいでいただいて、議会の皆さんにもご説明いただいてというふうな、いろいろ執行部としての新しい方式に対する理解をしてもらおうべく努力をしてくっていると。きょうもまたさらに重ねて追加資料を随時ご説明する中で少しでもご理解を賜って、できるだけこのマンパワーが少ない中でできるだけいい形での業務の推進、これが図ればというようなことでございまして、その辺の基本的な部分なり執行部としてのこの問題に対する姿勢等々、総合的にご理解をいただく中で、ぜひ業務委託、債務負担行為につきましてもご理解を賜ればありがたいなというふうに思っているところでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい。質問の答えには全くなっていないし、何ていいますか、あれもしてい

ないのでいいんですが、期待もしていないのでいいんですが、答弁についてはですよ。方式については、2回、我々も勉強しましたし、もろもろの書物で、この方式について、私はですね、私はその方式について云々、どうのというつもりはさらさらありません。最初は、これはちょっと国の点で云々と、そういうのもあったんですが、しかしこういう事情、状況の中にあつては、確かにその辺も考慮しないとという対応、対策というのもとっていく必要があるのかなと、ようやくそういう理解しかけたときに、そういう話を伺うと、またもとに戻るんですが、それは個人的な話なんです、私としてはその方式についてはそれなりに学習して、皆さんの教えを請うて理解はしているつもりです。しかしながら、やっぱり私はどっちかという、何でもこういう重要なものを債務負担行為で、その絶対対応にしないでならないのかという疑問を持ってずっと私は聞いておりますが、というのは、さらに言わせてもらおうと、契約行為といいますか、その部分に議会が関与できないと、最初の業務委託だからそんな、最初からこれが債務負担でなくてもそういう場面はあるんだよというようなことも言えるかもしれませんが、しかし何百億という事業を前にしたこういう、まず最初の入り口の部分だと思うので、私はもっと、最終的に債務負担行為での対応でもすっきりした形で結論を出したいというふうに思っているわけです。のにもかかわらず、またそういう答弁では、ますます深まると思いますか、疑問が、ということを書いて、この辺、長々と話してもあれなので、そして、そしてさらにこの疑問が残る点についてちょっと確認したいんですが、ここで一番下の方のCM業務の委託で平成25年度から平成26年度、2年間、これは私たち最初にそういう方向を向いたときは3年間で15億円という話を受けて、私は単純に15で、そのほとんどは人件費だということで、ああ、年間5億円使うんだなと。そうすると、5億円分の人件費ですから何人ぐらいに相当するのかなとか、いろいろ1人頭何ぼになるのかななんて勝手にめぐらせていたんですが、それはそれでいいと思いますか、それもちょっと疑問が残るんですが、今度これを見たら2年間で15億円と。それが人件費と。これ年間とすると7億円という単純にそういう答えが出てくる。それに対しては、きょう、こういう表になって、こういう資料を説明してもらって、ある程度、それでもちょっと理解は難しいんですけども、延べ人数で出されると本当に理解が苦しいんですが、難しいんですが、これもまた、じゃこれから理解しなくてならないのかなと、この問題はこれから勉強して行って、この内容をちょっと、我々自身がです、そしてこの結論を出す判断材料にしなくてならないのかなと、この時点でこういうのが出されて、こういう進展もあるんですが、しかしまたこれを見ない時点では、これにもちょっとまだ足りないんですが、その理解には、そういう疑問があるんですが、3年が2年になった経緯、そして今回いろいろ説明を聞いていますと、1年目が1,000万7,000円、これがようやくことし、ことしでない、今回の補正で出てきているんですが、その内容は、この説明資料にもあるんですが、それは人件費の、にしても、3年の人件費が2年分ということで、そこで大きな変化が、ですが、その辺の変化も私たちはわからないまま結論を出さなくてはならない。何で3年分が2年分になったの。2年分での措置ですが、じゃ15億円が、5億円が7億円になったのという単純な疑問です、これまでのね。皆さんから示された資料、あるいは説明された話の中で判断すればそういうふうになるという、この辺の疑問をどのように解かしていただくのかということなんです、多分あれなんでしょうけれども、一応お伺いいたします。

副町長（成田隆一君）はい。いろいろ議員のご質問には3点ほどになろうかと思えますけれども、一つは議会との関係で、業務委託に関しましては、法的には町長説明したとおりでございますけれども、「済みません、3年間で2年間になっただけの答弁で構いませんから」の声あり）

わかりました。なぜ3年間と言ったのが2年間と、こういうふうになったのかというご質問でございますけれども、この業務委託は3年で行ってございまして、先ほど企画財政課長が概要説明のところでも申し上げましたように、3年分のうちの今年度分は現年の平成24年度分の予算化しているというふうなことで、それをベースにして平成25年、平成26年と3か年で、平成25年、平成26年分は債務負担、平成24年分は今の議会でお認めいただくというようなことで、3年間の債務というのは3年間かけてやるうちの、ことしは現年度予算、来年、再来年は債務負担行為でお認めいただければと、こういうふうな考え方でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

事業計画調整室長（高久政行君）はい。多少ちょっと補足をさせていただきます。先ほど遠藤議員のお話では3年間の債務負担行為という、3年間の業務ということで15億円だから年間5億円というようなイメージを持たれたかと思えます。ただ、この業務、当初から3年間というふうに話をしていたのは、今年度後半、もうあと3か月ぐらいしかないんですが、後半3か月を入れての3年間ということで、大きく動くのは実は2年間なんです。予算措置上は本年度から早急にできる分から使いたいと、始めたいという意味で3年間というご説明を申し上げておりました。ただ、その説明の中では全体15億円というお話だったんですが、その年度ごとのウエイトの大きさ、平成25年、平成26年から非常に業務的には大きくなるというような部分は今までちょっとご説明をしていなかったもので、今回見られてちょっと違和感を覚えられたものだと思います。その辺についてはちょっとこの説明不足という部分もあったと思えますので説明させていただきます。

6番（遠藤龍之君）はい。そういうことなんですというか、ただ、我々は全く最初はなかった中での説明ですから、そういうレベルでの受け止め方しかできないんです、私は。それをきょうになってようやくそういう話になるという、それももう全く理解不能な中での説明をしなくてはならないという、今の説明でも、じゃ最初から7億円というのは、そういうふうな予定でやる、対応しようとしていたのが我々に1か月から2か月くらい前の説明なんですけれども、その時点からそうだったのかという、その辺にも今度疑問が残ってきますね、この部分については。もし、できるなら、何回か説明受けたときに、あのときたしか質問した記憶があるんですが、これ全部人件費か、人件費でというような質問もした記憶、そしたらそれを今の職員に対応すれば云々かんぬんというようなこともたしか記憶にあるんですけれども、そしてその間、もしみんなその業務を、支援業務にやったら現地職員のその間、空白といいますか、になると、技術習得でも、知識習得でもその間なくなって、それを経過した、そのことによるマイナス分と、その期間だけの5億円分というか、人件費の、比較してどうなんだというところまでは、もしかしたら聞かなかつたかもわからないんですけども、確認しなかつたかもわからないんですけども、そういう見方もされるんですけども、だからいろいろもつともつとやっぱ議論、議論というか、検討しなくてはならない、我々の立場にとっても。検討しなくてはならない部分があるんです。にもかかわらず、まだこんな程度の説明しかなされていな

いという、このことについては疑問も、この債務負担行為、この部分での疑問からそういう疑問が残るということを指摘しておきまして、あと……、本来ならばこれを債務負担行為にするというときに、で対応するというときに、その時点で、もうこの理由、目的、あとこの年度別の我々には示されていないかならなかった、あるいはそれが明確になってから債務負担行為でやりますよということを示すべきだったんです。それで多分こういうふうになっていると思うんですが、債務負担行為を起こすときには、みんな教科書どおりというか、もう法に忠実なというから、いろいろ最低やらなくてはならない部分、理由、目的、明確、これからの支払、年度別の負担額云々等々、そういうのを明確にしておかなければならないというのが最低の皆さん方の、まずこれを提起する場合の条件というか、要件というか、だと思んですが、その部分がもう我々の手に上がってくる、その前に債務負担行為で対応するというふうな説明があったかもしれませんが、その時点で、もし本気でそうするのであるならば、その時点でこういう中身についても明確にして示していただかなければならなかったのではないかと思います、その辺も示されなくて、議会直前になって、きょうですよね、出てきたの、追加の資料、この中で、さらにこの中身を理解しろと言っても、理解できる人もいると思いますが、なかなかこれを説明資料やったから、きょう判断しろと言ってもなかなか大変かなという思いはします、という思いだけ伝えて……

議長（阿部 均君）次に移るんですか。（「次に移るから……、あといろいろ……」の声あり）移るのであれば、この際、暫時休憩といたします。再開は２時３５分といたします。

午後 ２時２２分 休憩

午後 ２時３５分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）６番遠藤龍之君の質疑を許します。

６番（遠藤龍之君）はい。債務負担については、もう終わりというふうなことで休憩に入ったということなんですが、最終確認といたしますか、互いの中での話の中である程度、私自身は理解ができた、債務負担行為についてはですね。しかし、全体のこの間の流れについては、債務負担行為で対応するということの疑問はある程度解けたと、私自信はですよ。ですから、それが大きな障害にはならないんですが、しかしながら、やっぱり言わせていただきたいのは、先ほど来言っている、債務負担という、これまで使われていない、こういう場面ではですよ、行為とか、それからその前に、それを占めるCM方式といたしますか、そういう新たな、私たちも全く初体験といたしますか、そういう複雑な状況の中での判断ということにならざるを得ないという場合には、もっと行政側の、執行部側の対応がもっとやさしいといたしますかと言うと表現は正しくないんですが、十分お互い理解し合えるような環境の中でこういう問題は決めていきたいなと、あるいは決めなければならぬなということを執行部側に求めまして、そういう姿勢で今後取り組んでいただきたいということを求めまして次の質問に移ります。次の質問は……

副町長（成田隆一君）はい。遠藤議員の一定のご理解をいただきましてありがとうございます。ただ、今後の進め方につきましても、まだ十分理解を深めているわけではないというふう

なことをございますけれども、我々執行部としまして、今後特別委員会にご報告できるように委員会を開いていただくように、そういう中で当面は選定の経緯等につきまして特別委員会の方にご報告し、その後に入札の方へ入っていきたくと、こういうふうな形で考えておりますので、そういうことを今後繰り返しながら議会の理解を求めていくよう努めてまいりますので、どうぞご理解いただきたいと思ひます。

6番（遠藤龍之君）はい。最後になるかと思ひますが、19ページの、先ほども出てきました小学校費、中学校費の被災児童生徒の就学援助費についてなんですが、これについても簡単に質問させていただきますと、当初、これは見込めなかったのかという点についてあります。といいますのは、余りにも大き過ぎるといひますか、増額部分が、小学校では900万円に対して250万円の増額、中学校はもっと大きくて700万円未満に対して436万円の補正ということの内容になっています。何で確認するのかといひますと、もうこの事業は平成23年度もやっているんですよ。とするならば、当然その関係でもっともっとじょうさなく予算がとれたのではないかという疑問があるからです。

とあわせて、被災者、これまで受けていた方は決まるまで不安な状況が、申請しなかった人は、というもあつたのではないかというような懸念もあつて確認するわけですが、その辺の経緯についてお伺ひいたします。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。お答えいたします。遠藤議員おっしゃるとおり、今回のこちらの増額になった部分でございませうけれども、実は先ほどの説明の資料にもありましたが、当初の見込みの数でございませうが、実際のところやはり当初予算を含むということで昨年のやっぱり12月段階で人数を、その段階で申請いただいていた方の人数で把握せざるを得ない部分でございませう。しかしながら、実際はこちら、議員もおっしゃるとおり、平成23年度から始まつておつた事業で、実際は去年はやっぱり混乱期でもございまして、保護者の方も随時申請を出させていだきまして、年度末までにはほぼ該当する方に申請していただいたところとございませう。その方々が今年度につきましては申請の時期までにおおむね申請いただいたということで、該当する方につきましては申請いただいたということになりまして、実際昨年度の、今回当初で組んだ部分が時期的に12月ということで、まだつかみ切れていない段階の数字だつたということで、今回増額措置させていただいたところとございませう。

6番（遠藤龍之君）はい。そうしますと、特段被災者の方々が不安、懸念を覚えるようなことはなかつたということで受け止めていいわけですね。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。周知につきましても行いまして、最終的には該当する方には申請していただいたものと思つております。

6番（遠藤龍之君）はい。次に、21ページの長期債元金繰上償還分償還についてなんですが、説明を聞いて非常にいいことだというふうには思ひますが、この辺の財源はどのように、どこから持ってきた財源かどうか。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。今回の繰上償還の財源につきましては、平成23年度の決算の剰余額ということで、簡単に申せば一般財源というところで、今回剰余額がある程度出ましたので、余裕のあるうちに負債残高を減らすというところでの対応でございませう。以上でございませう。

6番（遠藤龍之君）はい。何で聞いたかという、これも復興財源の対象にならないのかということの確認なんですが、といいますのは、これも被災した部分の償還分ですよ。これ

は被災に大きく関連している対象だと思うんですが、その辺は全国的にといいいますか、あるいは制度上という、これまた結果としてはいいことなんですが、しかし今被災しているところでは、この1億6,000万円といっても相当な額のものになるというときに、やっぱりこれは復興財源の対象となる、させなければならないのではないかというふうに思うわけですが、その辺を課長に聞いても大変でしょうから町長にお伺いしたいところですが、その辺の対応について。

町長（齋藤俊夫君）はい。今課長から申し上げたとおりでございまして、財政の安定的な運営というようなことを念頭に置いた場合、対応できるときに一定の対応をしておかなくてはならないというようなこととございまして。復興絡みというのはちょっとどうでしょうか、今まで非常に対応してきた部分でございまして、必ずしもそういうふうな範疇なり概念にはちょっと厳しいのではないのかなというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい。町長がそういう考えではなかなか大変だなと思いますけれども、これは十分な対象……、だからそこは考え方で、被災地の、きのう、一般質問の中でも質問していますが、やっぱりいかにしてこの財源を確保するかというところで、もう先頭に立って考えなければならない立場にあるかと思うんですが、それがちょっとした可能性でも追求していかないと、本当に復興財源の確保というのは今後、非常に難しくなると思うんですが、先頭に立つ町長みずからがちょっとこれはその対象にならないんじゃないかといった消極的な態度では、今後の財源の見通しといいいますか、財政活動といいいますか、というのはちょっと大きな不安につながっていくと私は思うんですが、これは十分にその対象になり得ると、後ろでうん、うんと、責任者がそういうふうな感じであるんですが、ぜひ町長は関係課長と十分に話し合って、そしてこの財源確保に、少しの財源でもいいですから、その財源確保に努力すべきだと思うんですが、その前に課長さんからお話というか。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。基本的には町長が申したとおり、現実的に厳しいというのは事実でございまして。ただ、理屈で考えますと、例えば今回起債を打ったことによつて、例えば30年使える道路が15年で被災してしまったと。残りの残債分については今回のような被災の場合は国の補填なりなんなりかがあるべきだと私は考えてございまして。したがって、そういった点につきまして、例えば震災復興特別交付税のようなものを見ていただくようにということで要望はする必要があるのかなとは考えてございまして。

6番（遠藤龍之君）はい。担当者がそうした積極的な考えをお持ちのようですから、ぜひ町長は、別に下の者から言われたということにくさらないで、一緒になって頑張ろうという気持ちになって、その財源確保についてはまさに一体になって、そういう部分については議会も後押しいたしますので、そういう姿勢を確認したいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。私も決してオールマイティーではございませんので、足らざるところ、知らざるところはスタッフにも大いにカバーしていただいて、また議会の皆様にもカバーしていただきまして、必要な問題意識を持ちながら必要な財源確保に邁進してまいりたいというふうに思います。

議長（阿部均君）ほかに質疑ありませんか。

10番（岩佐隆君）はい。それでは、最初に、4款の1項11目、これは同僚議員が質問をしました64万5,000円、これの指定の産業廃棄物の保管業務委託ということで、出し

ていただいた資料を見て、あと先ほど説明受けた中で、ある程度は理解できたんですけども、これについて、例えばこの畜産農家が自分の家の周りを集めて、それが放射能の影響を受けていると、そういう判断で今回、委託費の計上になったのか、あるいは全体のこれから稲わらの調査をすると、そういう形で、例えば稲わらをそのまますき込んでもあれだし、あと燃やしてもやっぱり影響が出てくるものかどうか、個々の農家のその稲だけということではないと思うんですよね。あるいは、去年からのやつというちょっとお話だったのかどうか、先ほどの説明ではちょっと理解できなかったので、その辺ちょっと、まず一番最初に詳しく説明していただきたいと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。この対象となる稲わらにつきましては、昨年9月に家畜保健所の方で調査が入りまして、それで検査の結果、確認されたものでございます。それ以外のものについては、今のところ、これ以外にはないという状況であります。

10番（岩佐 隆君）はい。それで、この稲わらについては調査を、例えば今年度の稲わらという形であっても、ある程度の調査はしているという形でいいのかな。

産業振興課長（寺島一夫君）はい。昨年9月の家畜保健所での全戸調査をした上での結果でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。それでは、次に移ります。CMの関係で、まず最初にお聞きします。CMの関係、先ほどは同僚議員がたくさん質疑しておりますので、私の方からは、その質疑の中で具体的にいろいろ疑問点をお話をしたいと思います。

これにつきましては、全体の予算で15億何がしの予算でございますけれども、平成24年度、平成25年度、平成26年度、本年度は3か月で、あとそれについては2年間という形で業務委託をします。その中で、先ほどのいろいろ質疑答弁の中で私がちょっと疑問に思っているのは、このCM業者というのは、今まで特別委員会なり、あるいは議会の説明なんかでも受けているように、まだ、この日本の中ではそんなにCMをやれるような業者がまだ育っていないと。その中で、例えば外国からこれ持ってきた手法だと思うんですけども、その中で今回、急いでやる業務に本当に適するのかどうかというのが一つ疑問に思いますし、あと先ほど副町長がお話ししたスケールメリット、同僚議員の質問の中で全体を一括発注する業務、あと個別に一つずつ例えば発注する業務、そういう形で考えたときに、本当にスケールメリットが出てくるような形の試算がきちっとしてあるのかどうか。まず、その2点。

副町長（成田隆一君）はい。岩佐 隆議員の2点のご質問にお答えしたいと思います。

CMが育っているのかというふうなことでございますけれども、確かにこれができるのはちょうど10年ぐらい前でございまして、もともとはアメリカのボストンの舗装道路をやるのにスタートしまして、それが平成11年でございまして、確かにこのCM制度というのは世界的にも、そんなに大きな何か公共事業に関してはまだ歴史は浅い制度でございます。しかしながら、もう一方では、例えばプラント関係、東南アジアとかODAでやっているようなところでは、港湾敷とか、火力発電所一式というような形で、いわゆる商社型で丸々受けて、それで資金調達し、工場の方にやると、こういう形態でやっております。それが先ほどから出ておりますピュア型ではなくて、もう一方のアットリスク型の方の形態でございまして、これには資金調達というリスクが伴うものですから、なかなか日本では資金調達してできるのは商社関係じゃないとなかなかないというふうなことから、日本で今選択できるのはこのピュア型というふうな形態になって

ございます。

それから、これが急いでやるのに適しているかと、こういうご質問でございますけれども、現時点では、例えば、先ほど室長の方から大体平均的に60人ぐらい必要だと、こういうふうにご答弁させていただいておりますけれども、今日本のサラリーマンの生涯賃金が大体2億円から2億5,000万円ぐらいと、こういうふうなことでございますので、もし町でこの60人を雇いますと、この事業が5年ぐらいで終わったとしても、その後、その職員をどういうふうにするかと、この活用の方法がまだ明確にならない。そういうことから、やはり今いつときには少し多くかかっているように見えるかもしれませんが、現実にはそうではなくて、その必要なとき必要な資金手当てをし、必要な予算でその事業をやっていただくと。終わりましたら、そこで町としましては人員を多く抱えるわけではございませんので、その後は通常の形態に町の執行体制を持っていけると、こういうふうな形でメリットがございます。

それともう一つは、工程管理だとか、品質管理とか、そういうところできっちり専門的な見地からチェックしながら事業執行を図っていけると、こういうふうなことで現時点で今、我が国でこういう震災復興という、急いで大規模なこういう事業をやるためには、今時点ではCM制度が適当だというふうに判断してございます。

10番（岩佐 隆君）はい。スケールメリットの関係で今、一番最初、私が質疑したのは、例えば3地区でやったときと、あと一つで、今回業務委託でこの10項目をやったときに、きちっと比較して経費的な部分で試算しているのかということをお話したんですけども、それをしているのか、していないのか、まず。

副町長（成田隆一君）はい。コストに関して比較しているかというようなことでございますけれども、きちっと比較したものはございませんけれども、今回、こういうふうに急いでいる形態の中で国土交通省とそれから県でも、いかにこの事業をスムーズに進めるかというふうなことから、国の方、県の方では、その事業手法の比較をしております、このCM制度を推奨してきてございますので、これを採用していきたいと、こういうふうに考えております。

10番（岩佐 隆君）はい。今、副町長にお聞きしたのは、あくまでもスケールメリットということで先ほど同僚議員に答弁したので、そういうメリットのきちっとした試算ができていのかどうかというのをお聞きして、今、できていないという形で、それはそれで答弁でいいんですよ。あとほかの部分をお聞きしますので。ですから、できていない中で、先ほど答弁の中でスケールメリットがあると、総体的な早くできるような、そういうメリットの関係をお話したと思うんですけども、そういう部分と、あと全体の試算の中でどのぐらいの差額かというのもきちっとやはり調べていく必要があると思うんですよ。これはあくまでも、幾ら国から復興交付金が出る事業であっても、これはあくまでも国の税金も我々の税金ですから、被災地だけでなく、ほかの人たちの税金も入っていると、そういう形になれば、やはり事業をやる自治体できちっと精査をしながら、やっぱり業務委託する、あるいは工事を発注するという形でないとだめだと思うんですよ。ですから、そういう精査がまず一つできていないということが一つ。

あと、スケールメリットの中で、今副町長お話したように、早くできるという形の一つの考え方で、これを県といろいろ話した中で今回、これをやるという形で考えたというお話ですけども、ただ、ほかの自治体も、ほかの自治体の人たちはあんまりわか

っていないのかな。うちのところは優秀な副町長が来ているから、そういう形態でわかってやっているのか、宮城県内でも被災自治体いっぱいある中で、まだ何例もないという形なんですよね。ですから、やっぱり初めてやるものなので、具体的にいろいろそういった制度なり、あるいは制度の進め方、それについてまだ自治体が理解していない部分があると思うんですよね。我々もそうですけれども。多分執行部の方でも、いろいろ一生懸命勉強しながら進んできた経緯はあると思うんですよ。そういう形で考えると、プラス面に働けばいいと思うんですけれども、例えばマイナス面に働いて、それが足かせになって遅れるという可能性だって私はあると思うんですけれども、その辺の全体の作業を進める中で、さっきお話出たように工事の部分、今回はあくまでも10項目の業務委託ですから、あと工事の部分になってきて、それが関連するという形なんですよね。そういった部分も含めて足かせになる、あるいは万が一、それがマイナス面に働いて遅れるという可能性はどうか。

事業計画調整室長（高久政行君）はい。ただいまスケールメリットの部分のまずお話がございまして、先ほど副町長がスケールメリットというようなお話をさせていただきましたのは、入札の応募の形で業務量が大きいほうが手を挙げていただける会社が、規模の大きいような優秀な会社が手を挙げていただけるのではないかとというような部分の優位性としてスケールメリットというようなお話をさせていただいた部分だと思います。

そのほかに、なぜこれを3地区一緒に一つの業務として出しているかという部分なんです。これは地権者等々の意見を街区形成に反映をさせていくというような部分、それから商業者についての誘致活動をしていくというような部分、このような町内をまたがるような業務というのが結構入っております。その中で山下、坂元、宮城病院、特色あるまちづくりということも必要だとは思いますが、一定レベルの調整というか、そういう部分、それからさまざまな出たところの意見のいいところをほかの地区にもうまく反映をしていくと、そういうような部分の横断的な業務、それからその品質管理においても、会社が分かれてしまうと、例えば品質管理手法が多少変わってきたりとか、そういう部分になって、ちょっと管理手法の違いという部分が出てくると、またそれはそれで町の方もなかなかやりづらい部分が出てくると。そういうふうな部分も含めて3地区を一本にして業務をやっていくというような形で今回は組ませていただいております。

それから、次に2点目の方に他の自治体の、まだこういうところをやったところがなくて、なぜうちがというような部分だったんですが、ほかの市町についても一部、実際の工事とかも始まっている部分があるんですが、このような形で進めてきている、大規模に事業を今開始しようとしているのは余りないのではないかなというふうに思っております。その中で女川町であるとか、先進のところはURを活用してというような部分もございまして。この後、本当に復興整備の実際の団地造成とかそういう部分が活発になっていくときには、さらにこれからこういうような技術者不足、それから最近危惧されている施工業者の不足、そういう部分というのも顕著になってこようかと思っております。それと、あと自治体の技術者の確保、それも難しくなってくる中で、このような形で、CM業務で技術的な支援をさせていただきながら業務を進めるということについて必要性があるというふうに判断しております。

10番（岩佐 隆君）はい。今まで復興計画をつくったり、あるいは市街地の形成の中でいろいろ

事業を進める中で、町民の民意を反映させるという形の考え方でずっと手法的にやってきたということで執行部はずっと言ってきたんですけども、今回のこの業務内容の中にもやっぱり地権者なり、あるいは地元の、例えば商業者の意見集約とか、そういった形で地元の人たちと直接接したり、あるいは調整する場面がこの業務委託の中にも出てくるんですよ。ただ、今までの経緯の中で、例えば直接住宅の意向調査いろいろ聞いたときに、全部委託をさせて、それで住民の意向が伝わらないと、そういう形も今まで何回か懸念材料としてあったんですよ。ですから、今回の業務委託全体を考える中で、やはりそういう部分的な部分があると思うんですよ。

住民の意見なり、あるいは地域の意見というの、それをやはり反映させるような形の設計なり計画でないと、私は住民が望むような形にならないと思うんですよ。ですから、今回CMで優秀な、技術者ですから本当に今回手を挙げたのは優秀なところなんですよけれども、そういう人たちが入って、そこまで、例えば5万円の日当で実際にそういう人たちと一生懸命、地元の人たちと話し合っただけで地元の人たちの民意が酌めるかというのと、私は業務委託の中では難しいと思うんですよ。ですから、今までいろいろな形で地域住民なり被災者の声を聞いて、だめな部分をきちっと、本当は今回の市街地形成の中で生かしていかないと、やはりこれは将来のまちづくりにつながっていかないと市街地の形成になっていくと。何でかという、一番大事なのは、これから設計で全体をつくるという形なんですよ。それだから一番大事なんですよ。あとの工事の部分というのは、そのつくられた中での工事の部分ですから、全体を考えると事業費は大きいんですけども、上の計画の業務委託の中であと進んでいくということなんですよ。ですので、この業務委託全体を本当に発注するのかがどうなのかという、そういった今メリットで、全体のスケールメリットで、全体の業務で委託するからいいんだよという話だったけれども、その辺はどうなのか。私は非常に今までの進め方の中で疑問を感じたり、あるいは同僚議員なり、あるいは町民の皆さんからいろいろお話を受けている点の中でお話ししています。

事業計画調整室長（高久政行君）はい。ただいまのご質問、町民の方々のご意見をこれから詳細設計、そこで本当に町の形というのが決まってしまう。その部分にどのように反映をできるかというような内容だったと思います。現在、山元町の方では、まちづくり協議会ということで、新しい3団地について住民の方々との意見交換の場というのを今設立しようとして動いております。そちらの方では十分に議論を尽くしていただけるような形で体制をとってお話をさせていただきたいと思っております。

それで、今回、このCM業務の方に入っている地権者の方々、地元組織の方々とのお話というのは、そのまちづくり協議会の中の一部としてCMの委託の方で対応したいと思っております。実際、まちづくり協議会の方は、これから設計をしていくような街区形成とか町のイメージ、そういう部分プラスアルファですね。例えば自治組織であるとか、町の中の例えばごみ出しのルールであるとか、そういうような部分も含めてソフト的な部分についても議論をしていきまして、町としてまとまりのあるような、将来的には自治組織にも移行できるような形の運営を考えております。そのまちづくり協議会の中の一部として新団地、この部分の街区形成とか設計に反映できるような部分、そういう部分をご議論をさせていただきたいと思っております。その中を通して十分に町民の方々のご意見を反映したまちづくりをしていきたいと、そのように考えているところで

ございます。

10番（岩佐 隆君）はい。議会で何回か説明あったので、まちづくり協議会、その中である程度の考え方をつくるというのは十分理解しているつもりでお話ししているわけですが、すけれども、ただ、そういう部分を取り入れるか、取り入れないかというのは、やっぱり業務委託した、そういった皆さんとか、あるいは執行部の皆さんなんですよ。そこを私は話ししているんですよ。議論は、多分まちづくり協議会の中で十分な議論をされて、そこでどういう形で選んでいくかというのは、やっぱり業務委託を受けたCM業者が設計の中でどういう形で生かしていくかということだと思うんですよ。ねえ室長。だから、そこをやはりちゃんと本当はできるような形で、きちっと業務委託の中でできるように、全体でなく、やっぱり部分的な部分でもきちっと町の職員が関与しながら設計、まちづくり協議会と、あと設計をきちっと反映させるような形で、できれば私は各地区がばらばらの委託であっても、十分にその機能的な部分で早期に今回の事業を進められると思うんですけども、ただ、これについては今まで同僚議員がいろいろ質問した中で見解の相違という形もありますから、これ以上のお話はしませんけれども、ただ、その中で実際にやはりやる上で、この業務委託をきちっとやるという形で、先ほど1社の業者が手を挙げたと、その中で今選考委員会の中で選考をしているというお話なんですけれども、実際に選考委員会の中で選考する、その中で同僚議員、先ほどお話しした中で、やはり1社という形になってくると本当に、通常だと競争の原理が働くような形で、あるいは競争することによって両方切磋琢磨してもらって、本当に仕事もきちっとやれるような形を、本当は2社なり3社なりで考えて、あと業務委託の手法の中でいろいろ話をして進めるという形が一番望ましいと思うんですけども、今回については1社しかない。ただ、1社の中でも、先ほど副町長の答弁では、やはり1社しかないのが大事にしたい。これはニュアンスですよ、副町長のニュアンスで大事にしたい。大事にする中でいろいろ業者から言われたら、それはある程度大きな気持ちで聞きながら委託してもらいたいんだという、そういった意向でのお話だったんですけども、それはどうなんですか。言っていること、わかりますか。

副町長（成田隆一君）はい。今岩佐 隆議員から競争の原理が働かないではないかと、1社ではと、こういうようなご指摘でございますけれども、確かに競争の原理は、価格というふうな面では競争の原理というふうな形で働かせることが非常に明確に出るかと思います。数字で明確に出ますので。ただ、プロポーザルというのは価格だけではなくて、ここにやはりその実効性の担保だとか、品質の確保だとか、もちろんその信頼関係もありますし、工期をきちっと守るとか、そういういろいろなことがありまして、この項目の審査を通じて、価格だけではなくて、品質に関しましていかどうかと、こういうことを判断していくわけでございますので、この場合、1社でも我々の基準、それから審査のその形態が公平性、それからその辺の審査基準を明確にする。もう一方では、外部委員会にもこのチェックをかけていただく委員会をつくっておりますので、こういうところからカバーできるというふうにご考えております。

10番（岩佐 隆君）はい。副町長、一貫してそういうふうな答弁をいただいているんですけども、実際に本当に1社で、価格の関係だけで私言っているわけじゃないんですよ。やっぱり内容も含めてですけども、1社だけしかないということは、いろいろ町側で、先ほどお話ししたように、いろいろお話しした中で、十分にいろいろな仕事を、この1

0項目に関して自分たちの町できちっとやっていただくような形でお話ししても、なかなかやっていただけないというか、この部門はだめだとか、この部門はいいとかという形になっても業務委託せざるを得ないのではないかという話をしているわけですよ。例えば、2社か3社があって聞き取り、通常プロポーザルだって、私もある程度はわかっているつもりですよ。1社と例えば聞き取りをしながら契約をするという形よりは、何社かと話し合いをして、その契約の内容、金額だけでないですよ、私は金額だけのお話ししているわけじゃないですから。その内容で何社か、プロポーザルに手を挙げた人、この業務内容できる人、手を挙げた人と町側で話しするという形なんですよ。そうすると、よりいい形というのは何社かないとだめだという話をしているんですよ。そうでしょう。金額の関係だけじゃないでしょう、プロポーザルというのは。あくまでもその内容がきちっと、どういう形でできるのか、それをやっぱりきちっと精査した中で判断するという形がプロポーザル、私が言うまでもないですけども、そういう形が一番いい仕事をやってもらえるような業務委託の考え方だと思うんですよ。副町長。

副町長（成田隆一君）はい。価格だけではなく品質と中身についてもというふうなことでございますけれども、まさしくそのとおりでございます、先ほどの答弁漏れとちょっと関連いたしますけれども、なぜCMかというふうなことで選んだかというふうなことでございますけれども、これまで直営であれば、すべて設計から、積算から、それから施工まで直営であれば町の形態でできるわけですけども、日本は最初は江戸時代から直営でやってきましたけれども、戦後になってから設計、積算、それから施工というのでコンサルタントとかゼネコンというふうな形で分かれて、いわゆる分業化が進んできておまして、その分業化の波の中で発注側である役所の方も、だんだんそういう人が少なくなってきた、この計画、それから企画部門、これも外注するようになってきて、今民間ではだんだん、そういうのをやれるところがだんだんふえてきて、そういうことでこのCM制度が受け皿としてできてきているというふうなことでございまして、単純に費用比較していないのではないかというふうなことのご指摘ありましたけれども、実はその積み重ねの中で、例えば区画整理事業だとか再開発事業、今まで実績ございますけれども、こういう事業の中ではこういうCM的な管理費がおおむね大体10パーセントぐらい、これまでの実績で、それぐらいが費用として、ずっと実績として認知されておりまして、今、今回のものも大体その程度というふうなことで数字、ある程度実績に基づき整理されておりますので、その辺もご理解いただければと思います。

10番（岩佐 隆君）はい。ただ、通常の例としては、今10パーセントだというお話しあったんですけども、実際に山元町の今回業務委託なり、あるいは分轄、あるいはその中でのお話だろうと。別にその点は答弁要らないけれども。

ただ、その前のちょっと議論に戻すと、結局一つだけだと、せっかくいいものをつくらうと思っても、こちらの内容が伝わらない形で進む可能性があるということなんですよ。例えばプロポーザルで3社が応募して手を挙げてくれれば、その3社にきちっとお話しさせてもらって、その3社の中で一番いいところに業務委託をすると、そういう形であれば、先ほど副町長が答弁しているような形で、例えば実行期間の関係はある程度期間が決まっていますけれども、その期間の中でいい仕事をやってもらえるような形の選択肢が、まず今回は一つしかなかったというのが一番問題でないかと。やはりその人に実際にやっていただくために、こちらから仕事のその内容の質を落とす形で例えば

発注するんであれば、これは個別に発注したほうが、いい仕事ができるんでないかという、簡単に言えばね、議論につながってくるんですよ。ですから、その辺がどうなのか。

副町長（成田隆一君）はい。1社だと選択肢がないというふうなことで、よりいいものと、そういうふうなことが選択できないのではなかろうかと、こういうふうなご指摘でございますけれども、今回のこのCMは、100パーセント全部CM会社に任せるわけではなくて、町は企画から管理全体をやっている、その部分を、町の執行体制が不足している部分をここで補うためにこのCM制度というふうなものを採用しておりますので、そういう意味では丸投げしているというふうなそういう形態ではなく、町も十分に関与しながら、また決まれば、そこを町なりに十分指導しながら事業を進めていくと、こういう体制を組んでおりますのでご理解のほどお願いします。

事業計画調整室長（高久政行君）はい。済みません。ちょっとプロポーザルの関係について補足をさせていただきます。

岩佐議員のお話でありました、例えば3社であれば、その3社の中から一番優位なものを選べるのではないかという部分のお話でございますが、当然3社応募があれば、その中で一番優位な者というのを選定していくことにはなります。ただ、その前段として、この業務に対してこの3社が、まずはそのレベルとして適当なのかどうか、その判断をしてから、その3社の中での優位性を選定をいたしまして、一番優位な方という形になってきます。その中で、確かに今回、応募が1社ということで、1社だけを評価するというので、選ぶということができないという形にはなるんですけども、その前段をいたしまして、この業務に対して適性があるのかどうか、適格な業者なのかどうかという部分をしっかり判断をした上でその会社を選定をするという形で考えておりますので、確かに技術競争という部分では選択肢、3社があれば本当は3社選べるんですが、今回1社という中においても十分にその履行能力を確認した上で選定をするということをご理解をいただきたいと思えます。

10番（岩佐 隆君）はい。高久室長、どういう理解だったのか、私が言ったことがちょっと舌足らずだったかどうか。私がお話ししているのは、レベルは基本的に、例えば三つだって、ある程度基準というのは、それは基準ですから、それは選定委員会の中できちっとお選びいただくと。ただ、それ以降の部分でのお話をしていたので、例えばこの①から⑩の業務、きちっとこの業務をやっていただくという形の中でもプロポーザルであれば3社に、水準は別ですよ、同じ……、それをどういう形でやってもらえるかという聞き取りの調査なり、委託の中での調査をすると。それで、例えば一番いいところを選べるので、例えば1社よりも3社の方がいいと。ただ、1社だとなかなかそれがやはり、例えば3社で選ぶよりは、いい仕事できていかないんじゃないかということを懸念して今お話ししたんですよ。それは1社でもきちっと、受け取ったところにやっていただいて、仕事もきちっとやってもらえるような形というのであればいいけれども、先ほど副町長の答弁の中で出てきたように1社に、1社でいろいろ話しする中で、副町長も選定委員の中に入っておられるから多分そういうお話しするんだろうけれども、実際にはやっぱりその人たちに、この業務をやってもらうのに、こういう形できちっとやっぱり行政側で言える立場でなく、反対にお願いする立場になったら絶対いい仕事なんかできないと思うんですよ。その辺を一番懸念してお話ししているんですよ。

副町長（成田隆一君）はい。岩佐議員から、確かに競争原理が働かないとなかなかいいものがないんじゃないかなろうかと、こういうご指摘でございますけれども、一般論としては確かにそういうことかと思えます。ただ、今回は、ある一定レベル以上のコンサルタントを選定してございますし、それから技術者に関しましても、技術士の資格を持っている、その中でも総合管理部門というプロジェクトマネジメントをする、こういう人を張りつけることと、こういうふうな形で技術者のレベルも、あるレベル以上のことを設定しておりまして、それと業務実績等を勘案しながら十分業務遂行ができるというふうな形で我々は判断したつもりですので、ご理解いただければと思います。

10番（岩佐 隆君）はい。いろいろ細かい話をしてもなかなかお話が理解できない部分もあるので、それについてはいいですけども、ただ、今回のCMで業者を選定する業務委託の基本的な考え方は、今まで執行部からの説明、あるいは同僚議員からの質疑の中で出てきたように、できるだけ早くこの市街地形成をやりたいんだと、そういう話と、あともう一つは、いい仕事をきちっとやっていきたいんだと、執行部の中では。そして、あとマンパワーが少ないので、できるだけその業務を、丸投げと言ったらちょっと悪い言葉になるからあれだけでも、かわってやってもらえるような、そういった形の制度でやりたいんだと。多分大きな部分については、その3点だと思うんですけども、ただ、それが一つ一つきちっと、今までのお話の中で、私は理解できる部分と理解できない部分があるのでお話を聞いていたんですけども、やっぱりその辺、やはりきちっと本当にCMが、今私が言った3点で、ほかの例えば委託、あるいはほかの業務、それに間違いなく打ち勝って、そういう形でなければ山元町のこれからのこの新都市の市街地形成が、基本計画含めてできないんだという形でご答弁があるのかどうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。今、岩佐議員から3点ほどのポイントがあるのではないかというふうにご指摘いただきましたけれども、全くそのとおりでございます。できるだけ良好な市街地を被災者の皆様にいち早く提供しなくてはならないと。そしてまた、町のマンパワーの足らざるところを相当補ってもらわなくてはならないというような側面があるわけでございます。なおかつ、繰り返しになりますけれども、あくまでもこの本年度の予算、そしてまた債務負担の中身というのが町の業務の補完的な部分を相当程度補ってもらうんだと、そしてまた事業の発注については町がみずから発注なりをしていくんだというふうなことでございますので、そういう中で、何ていうか、この業務をご理解をいただき、そしてまた一日も早い市街地の形成、あるいは入居者の皆様の生活の再建というふうなものにつなげていければなというふうにいるところでございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げたいというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい。それについては、今町長なり副町長から答弁いただいて、理解できる部分と理解できない部分があったということでございます。

それで、次に、18ページの関係で、ちょっと同僚議員が質問しなかった部分について一つだけ、あんまり長く質疑をすると後の部分であれなんですから。17番の公有財産の購入費、これについては先ほど企画財政課長の説明の中でお話があったんですけども、これ40億円の部分ですけども、今までの形だとこれは交付金で一応対応になって、これから取り組む形になると思うんですけども、実際にこれ全体で、今まで特別委員会なんかで説明あったのかどうかちょっと私記憶ないんですけども、どのくらいの日数を要しながら、順々にという話はあったんですよ。最初、民間の様子だと、

あと災害公営住宅か、次に集団移転みたいな形、その順序はわかるんですけども、全体でどのくらいの日数でこの公有財産購入をしていくおつもりなのか。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。被災宅地の買い取りなんですけれども、先般の委員会などでもスケジュールの方はご説明申し上げましたとおり、年明けにこれまでに買取申出書、こういったものをいただいておりますので、宅地の購入費として買い取れる宅地なのかどうなのかといった買い取りの可否通知を年明けに送りたいというふうに思っております。その後、防災集団移転の説明会等を行いまして、なおその後に用地の契約会等を開催するような形で順次買い取りを行っていくと。基本的には、まずは町内、町外に単独移転された方々、そちらの方をまずは年明けに対象にすると。それから、災害公営住宅に入居される方、それから新しく造成地に入られる方、そういった順番で順次行っていくというような予定で考えております。

10番（岩佐 隆君）はい。それで、一応説明を受けた中では多分そういう形で説明を受けたと思うんですけども、実際につくるまで個別のそういった一応調査もあるので一概に言えないのかどうか。何でもかという、個別にいろいろ対応した中で、実際に今どうしたいのかという人たちもいるんですよ。例えば早く買い取りしてもらって早く実際に自分の住む家を決めたい。一応個別面談では形としては、例えば市街地に置くとか、あるいはどこに置くとかという形はあっても、実際にやっぱり買い取りの話が進まないとなかなか、例えば町内につくるという形が見えないという人たちもお話を聞くというんですけども、その辺でどこの期間まで今言った個人の調査をやったり、あるいは買い取り、今の見込みとしてどうなのか。スケジュール的にはわかっているんですけども。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。お支払い、契約等の時期についてなんですけれども、これは、住宅を再建するその土地を購入したり、あと建物を建てたり、あとは災害公営住宅であれば、その住宅の入居に関するその費用として一部当て込むというようなことを考えてございますので、お支払いのタイミングとしては、それらの時期を目がけて行ってまいりたいというようなことでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。やっぱり新地町なんかでも、この前、一般質問の中でも、あるいは特別委員会の質疑の中でも出たように、いち早くそういった買い取りを進めていくと。それを念頭に置いて、せつかく交付金事業でこの予算来ているので進めていかないと。今課長言った形だと、いや、町の全体の事業なり、すり合わせが終わってからそっちに行くよってしか聞こえないんですよ。それでなく、やっぱり被災者のやはり思いという部分と、あとやはり宅地をきちっと担保してやると。そしたら買い取りが必要になってくるので、そこをやっぱりいち早くやるのが、やはりまちづくりも大きく前進していくと思うんですよ。その辺についてお尋ねいたします。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。宅地の造成等につきましても、一律すべての面積を一気に上まで上げるというふうなことでは当然ございませんので、例えば1期工事、2期工事というような全体的に段階を踏んで、いち早くそういった部分に早く入居できるように、そのタイミングでもって土地の購入であったり、そういった部分に早く被災者の方から買い取れるように、そういったふうに努力してまいりたいと思います。

10番（岩佐 隆君）はい。今の答弁だと事業の進捗に合わせてきちっと対応をすると。やっぱり被災者なり、あるいは移り住む人たちの思いをきちっと受けてということでもいいんですね。

そして、単価の関係ですけれども、予算的に、全体の予算で出しているんですけども、これは多めに出しているというとあれだけでも、この枠内でおさまるような形できちっと精査して出しているという形なんです、今までのきちっと要望を受けながら。震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。こちらにつきましては、7月に行っております個別面談の結果でもって、それと合わせて行っています。被災宅地の買取要望書、そちらの面積でもって必要分を十分とれるような金額で計上させていただいております。

10番（岩佐 隆君）はい。今もお話したように、最後、町長に、やはり買い取りを進めるということは、これから市街地形成なり、町の町民の人口流出にやっぱり歯どめをかける形がつかれるという部分があるので、ぜひ町長にも事業の進捗に合わせながら、その都度きちっと対応をして、やはり買い取りを進めるような形で進めるように、今回のこの予算を契機によりしくお願いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。一日も早い市街地の形成なり、皆様の仮設住宅等からの移転が実現できるように全力投球していきたいというふうに思います。それにつきましても、先ほど来からいろいろとご心配いただいている、やりとりさせていただいているこのCM方式の導入も多分にその前提となる部分がございますので、ぜひご理解を賜る中で一日も早い市街地の形成、復興計画が目指しております、だれもが住みよいまちづくりを実現していければというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

2番（岩佐哲也君）はい。CMの問題と、それからメガソーラーの問題、この2点についてお伺いしたいと思います。

CM方式は今まで同僚議員から大分いろいろな質疑がほとんど尽くされましたが、最後に確認という意味も含めてお伺いします。

前に常磐線早期開通の問題のときにURを採用されてはいかがですかという意見を議会でも申し述べさせていただいたことがあります。CM方式も念頭に置きながら、イメージを置きながらUR方式という、こういう似た方式のやつを意見として述べさせていただいたんですが、今回CM方式を採用ということで、問題はやはり運用問題にあらうと思うんですね。それで、今ほどずっと議論されていましたが、アットリスク方式でなくて、我が町ではピュア方式になったというのは、私は大賛成であります。といいますのは、一つは、アットリスク方式でありますと、言葉は悪いですが、全部丸投げで、CMを受けたCMRという方が管理で、町としては要望は出せるけれども、その先についてはワンクッション置いて要望を出すということで、ちょっとそういう意味では、資金面のリスクは少ないかもしれませんが、リスクという面では問題が、目標達成については多少問題がある方式かなという私なりの考え、そういったことで、今回、ピュア方式だということ。

それで、確認なんです。再度、先ほどの町長答弁、あるいは副町長答弁の確認で大変申しわけないんですが、一つは、発注そのものは町直接行うということで、発注方式には、したがって議会も一定のルール、5,000万円以上については全部議会に諮ると、議会の意見を反映するようにやるということの確認が一つね。

それから、もう2点目は、CMの業者に、先ほど出ていますが、繰越明許費もありますが、今回15億円ということになっていますが、この業者に発注して依頼をするとなった場合の業者に対する議会の意見の反映といいますか、もちろん直接どうのこうのは

ないと思いますが、執行部では議会の意見を十分斟酌し、それを交渉の上で反映させる、場合によっては議会とCMとの意見交換会みたいなものも設けるといふようなことも含めて、議会の意見を反映させるというお考えがあるかどうか、その辺を担保していただけるかどうかという確認をちょっとさせていただきたいと思います。以上、2点の確認をお願いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。2点ほどご質問ちょうだいしましたけれども、間違いなく町が目指しているCMの方式、ピュア型を採用できた暁には、町が工事関係の直接発注主体になるというふうなことでございますし、繰り返しになりますけれども、可能な限り地元事業者の活用というふうなことも十分念頭に置いてやってまいりたいというふうに考えております。

それから、議会の意見の反映等につきましても、これについても執行部としても積極的に対応をしてまいりたいと。必要があれば特別委員会にも決まったコンサルにも入っていただく機会なども、これも確保してまいりたいというふうに思います。

2番（岩佐哲也君）はい。ぜひ議会、いわゆる議会といいますか、町民の声ということですが、反映させて目的を達成し、その高いまちづくり、あるいは品質の高い目的を達成していただくということをお願いします。

そこで、先ほど確認、これも確認であればですが、同僚議員から町の業者の資材発注なり、工事発注なり、町にお金が落ちるような方式をいろいろぜひとも考えるべきではないかという意見がありました。これらも当然議会と直接、あるいは町執行部を通しながらいわゆるCM業者に徹底してもらおうと、そういう声を反映させるということをご進めいただくべきであるということをお申し上げます。

それから、もう1点、こういう状況でコストの面を強調するつもりは全くございませんが、ただ、全くこれも無視するわけにはいかないだろうと。なぜならば、先ほど来、CMの生い立ちといいますか、縷々成田副町長から説明いただきました。我が国でのCMの定着といいますか、あるいはいわゆる我々の身近なところでいきますと新築をするときにCM方式を今、従来は建築会社に発注して、要望を言って、あるいは出てきたものを設計図を発注して建ててもらおうということでしたが、今は静かに浸透していますのが、個人住宅を建てる上でも設計業者との契約で、設計業者が請け負って完全に要望を聞いた設計をつくり、要望どおりの家をつくる。それで、結果としてはコストダウンになると。実績としては、東京での実績ですが、土地は別としまして、約3,000万円の家を建てるとなると、15パーセントから20パーセント、2,500万円で建てている、たくさん実績が出てきて、今これが静かに広がってきているんですね。いわゆるコスト面の、コストパフォーマンスもあると。品質の高いアイデアを出していただくということと同時にコストも抑えられると。その代行をそのCM、設計業者がやっているというのが民間レベルの方の、3,000万円ぐらいの小さな話ですが、これが国とか県になると何億というスケールになりますが、おのずとこのコストをいかに、抑えると言うとおかしいですが、余計なものを使わないかというような、そういった意味で、先ほど来話が出ていますが、競争のない1社だけということには、そういう懸念があるので、みんな我々同僚議員が質問していると思うので、ぜひその辺にも配慮を十分させていただいて、品質の高い、目標に沿った、なおかつコストを抑えたといいますか、抑えるのはあれじゃないんですが、それに見合ったコストでやっていただくと、決して高かったとか、余

計なあれだったというのがないような方式で十分配慮いただくということで考えを、そういう考えで進めるべきではないかと思いますが、町長のお考えをお聞きするものです。

町長（齋藤俊夫君）はい。今、岩佐哲也議員から縷々お話をちょうだいしましたがけれども、私もとしては、今のご指摘なり、先ほど来からいろいろ議員諸氏からちょうだいしているご指摘を十分踏まえられるような、反映できるような体制を少しでもとってまいりたいというふうに思います。

なお、先ほど岩佐議員の発言の中でCMの方が発注というふうなニュアンスの言葉があったかと思いますがけれども、町の方で発注というふうなことでございますので、よろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。いずれ地元事業者の活用、これも十分意を用いてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

2番（岩佐哲也君）はい。失礼しました。発注はあくまでも町、施工管理、町の意向に沿った、目的に沿った施工管理をCMの方でやっていただくと。そのための委託であるということですね。そういうことでひとつ、とにかく基本的には町民の意向、議会の意向も十分斟酌して取り入れると。それで品質の高い、目的に沿った部分で作成していただくということでもあります。

それから、2点目に移ります。18ページの8款8項12目、メガソーラー関係で21万円という、金額の問題じゃなくて、いわゆるこれを申請するということは、企画がほとんど固まっているんじゃないかと。そうすると、規模、どこにつくるのか、何ワットをあれするのか、受益者世帯を何世帯にするのか、そういった計画があつてここに出てきているのではないかと思うんですが、それで当初の予定が50万円ぐらいありますかね、それプラス70万円ぐらいですか、なっていますので、この70万円というのは、その背景にある規模、大きさ、受益者、そういう投資額含めてどういう背景があるのか、ご説明いただきたいと思います。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。スマートコミュニティのメガソーラー発電に係る申請手数料ということで今回、21万円ほど計上させていただいております。内容につきましては、先般、一般質問の方でもお答えさせていただきましたとおり、スマートコミュニティのマスタープラン、こちらの方を先週、経産省の関係団体の方にプレゼンテーションを行ってきたというふうなところでございます。なお、早ければマスタープランの方が1月の方に正式認定されるのではないかというような見込みの中で、こちら、正式にマスタープランの方が認定されれば、それに位置づけられる事業といたしましては、経産省の補助によって事業をやっていけるというような中身でございます。その際に、接続するための経産省に対する設備認定、それから東北電力に対する接続協議の手数料、申請料として今回21万円というものを積まさせていただいたということでございます。具体的には、企画であつたりそういったものは、まだ実は検討段階でございまして、ちょっと固まったものは現在のところまだ把握していないという状況でございますので、ご理解の方をお願いしたいというふうに思っております。

2番（岩佐哲也君）はい。我が町の年間消費電力量は8,000万から9,000万キロワットアワーなんです。それに対して何ワットを計画したのが、この前言った17億円であつたり、ここで言う申請費用が70何万、そのうちの追加補正が21万円なんです。その辺のアウトラインが全く見えないんですが、把握されているのか、されていないのか。

されていなくて、申請だけ20万円で、後でどんどん追加申請というのが必要にならないかどうか、ちょっとお尋ねします。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。現在、スマートコミュニティのマスタープラン上で位置づけているメガソーラーの規模といたしましては、2メガワットというようなことになってございます。

2番（岩佐哲也君）はい。今、時間もあれですから詳細は追ってあれしますが、もうちょっと具体的なあれしましたら議会の方にもいろいろ、要するに一つのあれなのは、巨大な投資額、恐らく300億円ぐらいは必要になってくるだろうし、そうした場合に、その受益者として町全体が受益を受けられるのかどうか、町民が。一部の住民だけであれば本当にどうなのかもうちょっと考えるべきだとか、いろいろな問題があると思うので、恐らくまだそこまで行っていないようなので、きょうは質問は——にしますけれども、アウトラインできた段階で議会の方にもいろいろ問題提起といいますか、報告いただいて、討議させていただいて、よりよい方向に行けばと思いますので、ぜひ検討いただくようにお願いしたいと思います。結構です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

8番（佐藤智之君）はい。15ページの衛生費、委託料の一次仮置き場管理等業務委託料、増で、これ新たに2か所の造成をすると。この2か所はどことどこなのか。場所ですね。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。補正予算附属説明書の13ページをお開き願いたいと思います。

こちらに2か所、新たに設置する場所を位置図で示してございます。1か所目は牛橋地区の山寺浜でございます。もう1か所は中浜地区の後藤渕でございます。

8番（佐藤智之君）はい。次に、先ほども質問出ましたけれども、被災家屋解体撤去工事、今回569棟、あと残りどれくらいに解体の戸数があるのか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。お答えいたします。今計画しております569棟でございますが、あとまだ未申請の数字が約200ぐらいあるのではないかと想定しております。まだ明確な数字ではございませんが、そのぐらいの想定をしております。

8番（佐藤智之君）はい。附属資料の30ページの坂元小学校の講堂改築事業、これ改築が、その事業の期間中、代替施設を考えているのかどうか。要するに、撤去してから完成するまでの間、それはいかがでしょうか。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。ただいま坂元小学校につきましては、現在も体育の授業につきましては、例えば教室内を使っておりましてし、あと坂元公民館の会議室等を利用して入学式、あと学習発表会等を実施しております。ただ、それだけではなかなか大変でございますので、坂元中学校の体育館を借りまして体育の授業などを実施するというので今、進んでいるところでございます。

8番（佐藤智之君）はい。最後に、CMについて町長に伺います。

前に特別委員会でいただいた資料の中で、CMR、いわゆるコンストラクション・マネジャーに要求される資質と能力の中で、CM方式においてCMRはあくまで発注者の補助者であると。また、発注者の利益を守ることが最大の任務である。発注者イコール町であり、イコール住民であると思いますけれども、そのため発注者との信頼関係が大前提となり、CMRには高い倫理性が要求されるようになっております。あと、もう1点、発注者にとってCM方式は万能薬ではない。資質や能力のない者がCMRとなることで

発注者のリスクやコストもふえるおそれがあることを発注者は十分に認識する必要があると、このようにありますけれども、この点について町長の考え方、所見を伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。ただいまのCM方式の絡みのお尋ねについては、これ多分地方整備局の担当課長の、この資料の中からのご照会だというふうに思いますけれども、基本的にそういうふうなことでございますので、隘路になる部分については町として極力、そういうことにならないように十分意を用いてまいりたいというふうに思いますし、制度の優位性、メリットというものを限りなく生かしたような形での運営なり運用というふうなものに心がけていかななくてはならないというふうに思っております。

8番（佐藤智之君）はい。くれぐれもこの点に十分留意されるよう、これは特に切望するものでございます。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は4時といたします。

午後 3時50分 休憩

午後 4時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）これから議案第91号について討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第91号平成24年度山元町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第6．議案第92号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。それでは、議案第92号平成24年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算のそれぞれに1,620万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億8,073万8,000円とするもの、あわせて債務負担行為の追加をするものでございます。

初めに、7ページの方をお開きください。歳出の説明からまいります。1款総務費1項1目一般管理費につきましては、異動等に伴います職員の人件費等を措置するものでございます。金額1,102万9,000円の増額になります。

次に、7款共同事業費1項1目の高額医療費共同事業拠出金でございます。……以下、別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

6番（遠藤龍之君）はい。拠出金についてなんですが、これは全国的にといいますか、ここ全体でふえたということかと思うんですが、山元町はこの部分についてはどういう状況になっているのか、お伺いいたします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。お答え申し上げます。まず、高額医療費の部分につきましては、特段、そちらの部分が大きく伸びたというふうな兆候は山元町の場合については見受けられませんが、県全体から見ればちょっと予算的に足りなくなったというふうな状況でございます。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから、議案第92号平成24年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第7. 議案第93号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。それでは、議案第93号平成24年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、債務負担行為の追加を行うものでございます。1ページの方をご覧ください。

第1表、債務負担行為補正でございます。追加。基幹系システムの保守に要する経費、期間を平成24年度から平成25年度までとし、限度額を100万1,000円とするものでございます。……以下、別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから、議案第93号平成24年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第8．議案第94号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。議案第94号平成24年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算のそれぞれから302万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億3,522万2,000円とするものでございます。

また、あわせて債務負担行為の補正でございます。

それでは、歳出の方の説明から申し上げますので、6ページの方をお開きいただきたいと思っております。1款総務費1項1目一般管理費16万円の補正でございますけれども、職員の手当等につきまして人事異動に伴う職員の人件費につきまして補正を行うものでございます。……以下、別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

6番（遠藤龍之君）はい。5ページの取り崩し減についてなんですが、非常に気になっている部分なんですが、今回は戻して130万円ということですが、現在高というか、何ていうんですか、これは、現在の基金高は、保有額というのは幾らになっているか確認します。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。

6番（遠藤龍之君）はい。時間もないようですのであれなんですが、大体1億円を割っているんですが、8,500億円くらいになっているんですが、何を聞きたいかという、12月の、金額はいいんです、それにあれした、関係した、関連した質問なんです。1億円相当をこの1年間で取り崩しているかと思うんですが、現在の12月時点での給付費の動向はどのようになっているのかお伺いいたします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。大変申しわけございません。手持ちの資料がございません。

議長（阿部 均君）答えられる方、答弁をお願いします。大丈夫ですか、保健福祉課長。（「議長、質問変えます」の声あり）

6番（遠藤龍之君）はい。詳しい数字はいいんだ。聞きたいのは、この12月時点でいつもは大体給付高というのは、状況というのはわかると思うんだけど、それで、何で聞くというと、このくらい基金取り崩して、7,000万円以上取り崩しているんだけど、あとどのくらい返ってくるのかなという、今この時点でちょっと見てみたいなということと聞いていますが、予定された給付費がどれだけ、いつもだとこの12月時点で

足りなくなつて逆に出てくる時もあるのね。基金を取り崩して給付費にと。今回、12月時点でそっちの方、歳出の方はないもので少し安心しながら聞いているんですけども、ですからその辺の動向が予定どおり、当初の予定どおり使い果たしますよということになると、この7,000万円がそのまま残るのかなという心配もあつて確認しているんですが。というのは大体ですよ、方向性を聞いているんです。方向というか、どんな動向。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい。済みません、その基金の残高からちょっと申し上げます。（「いや、質問変えてあるので」の声あり）

一応今年度、平成24年度の推計といたしまして、11億8,500万円くらいの給付費というふうなことで推計を予算の、ほとんど変わらないような推移になってございます。あとこれ今後の推移につきましては、やはり給付費につきましては若干伸びてくるだろうというふうな予想をしております。（「はい、わかりました」の声あり）

議長（阿部 均君）いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから、議案第94号平成24年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よつて、議案第94号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第9. 議案第95号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。議案第95号平成24年度山元町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

1、2ページをお開き願います。補正予算附属資料につきましては41ページになります。

平成24年度山元町水道事業会計予算実施計画で予算第3条に定めた収益的収入について申し上げます。1款水道事業収益2項営業外収益、坂元地区の災害公営住宅の水道加入金161万7,000円を減額するものであります。

次に、基本的収入及び支出の収入から申し上げます。附属資料は42、43ページになります。1款資本的収入1項企業債は被災施設の企業債繰上償還借換債の1億5,450万円を増額するものであります。……以下、別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから、議案第95号平成24年度山元町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第10. 議案第96号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。議案第96号平成24年度山元町下水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。初めに1、2ページをお開き願います。附属資料につきましては、44、45ページになります。

平成24年度下水道事業会計予算実施計画で、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の収入について申し上げます。1款下水道事業収益2項営業外収益、これにつきましては下水道施設の効率的官民連携運営手法に係る調査費として99万7,000円を増額するものでございます。……以下、別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから、議案第96号平成24年度山元町下水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第11. 諮問第1号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。諮問第1号人件費擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明いたします。裏面をお開きいただきます。

現委員の大和田マユ子氏が平成25年3月31日をもって任期満了となるため、仙台法務局長から推薦依頼がありましたので、同氏を引き続き推薦するに当たりまして議会の同意を求めるため提案するものでございます。ご理解の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議 長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議 長（阿部 均君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので、山元町議会先例91番により討論を省略します。

議 長（阿部 均君）これから、諮問第1号人件費擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は適任と答申したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は適任と答申することに決定しました。

議 長（阿部 均君）日程第12. 委発第2号を議題とします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。議会運営委員会委員長岩佐 隆君、登壇願います。

10番（岩佐 隆君）山元町議会基本条例の一部を改正する条例。

まず初めに提案理由から申し上げます。2ページをお開きください。平成24年9月5日に地方自治法が改正され、所要の改正が必要になりましたので提出するものであります。

次のページの3ページ、新旧対照表を見ていただきたいと思います。今回の改正につきましては、新の方で説明をさせていただきたいと思います。

基本条例の部分で第4条第3項、本会議での参考人制度及び公聴会制度の導入、これは法115条の2項による改正でございます。……以下、別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議 長（阿部 均君）これから提出者に対する質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議 長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議 長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議 長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから、委発第2号山元町議会基本条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、委発第2号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第13．委発第3号を議題とします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。議会運営委員会委員長岩佐 隆君、登壇願います。

10番（岩佐 隆君）山元町議会委員会条例の一部を改正する条例。

まず初めに提案理由を申し上げます。2ページをお開きください。先ほどと同じで、平成24年9月5日に地方自治法が改正され、所要の改正が必要になりましたので提出するものであります。

次の3ページの新旧対照表をご覧ください。……以下、別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）これから提出者に対する質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから、委発第3号山元町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、委発第3号は原案のとおり可決しました。

議長（阿部 均君）日程第14．議員派遣の件を議題とします。

地方自治法第100条第13項及び山元町議会会議規則第119条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りいたしましたとおり、議員派遣の件は決定されました。

この際、お諮りします。ただいま決定されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、変更を要するときの取り扱いは議長一任とすることに決定いたしました。

議長（阿部 均君）日程第15. 閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

各常任委員会委員長から、山元町議会会議規則第74条の規定により、お手元に配布しておりますとおりの継続調査の申し出が提出されております。

お諮りします。各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等に付することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等に付することに決定しました。

議長（阿部 均君）以上で本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成24年第4回山元町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

午後 4時43分 閉 会
